
重点戦略を支える環境政策3 生物多様性の確保・自然共生

重点戦略を支える政策： 生物多様性の確保・自然共生①

(取組の進捗状況)

点検方法

「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」（令和3年1月27日 生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議）を活用

※環境基本計画において「3. 生物多様性の確保・自然共生」については（中略）生物多様性国家戦略の直近の点検結果を可能な限り活用する、とされている。

「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」における点検手法

1. 5つの基本戦略（〔1〕生物多様性を社会に浸透させる、〔2〕地域における人と自然の関係を見直し、再構築する、〔3〕森・里・川・海のつながりを確保する、〔4〕地球規模の視野を持って行動する、〔5〕科学的基盤を強化し、政策に結びつける）ごとの達成状況について、関連指標群の推移、具体的施策の実施状況、数値目標の達成状況をもとに総合的に評価（第1部）
2. 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において採択された愛知目標を踏まえて設定した13の国別目標の達成状況について、主要行動目標の取組状況および関連指標群の動向を踏まえて評価（第2部）
3. 生物多様性に関する政府の行動計画として体系的に整理した具体的施策と加速する施策について、達成状況を評価（第3部）

「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」(第1部)

(取組の進捗状況)

目標

◆ 長期目標 (2050年)

- 生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる**自然共生社会**を実現する

◆ 短期目標 (2020年)

- 生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けたわが国における国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する

■ 国家戦略全体の評価結果

長期目標：生物多様性の損失に間接的に影響する**社会・経済的な要因やその根底にある価値観と行動に変化を引き起こすため新たな取組、国家戦略の構造等の改善※**が望まれる。

※基本戦略に対応する指標や数値目標の設定や、達成状況を把握するために適切かつ明確な指標の設定 等

短期目標：国別目標の達成に向けて**様々な行動が実施されたが、全ての目標が達成したとは言えず、更なる努力が必要。**

【基本戦略ごとの評価】

点検方法：5つの基本戦略に関連する関連指標群、数値目標、施策の達成状況を踏まえて総合的に評価

基本戦略	評価結果
1. 生物多様性を社会に浸透させる	生物多様性を社会に浸透させる取組に着実な進捗が見られたが、生物多様性を社会に浸透させたとまでは 言えないと評価 。
2. 地域における人と自然との関係を見直し、再構築する	人と自然との豊かな関係を着実につくりつつあるが、地域における人と自然の関係を見直し、再構築するまでには 至っていないと評価 。
3. 森・里・川・海のつながりを確保する	森、里、川、海のそれぞれの中での個別のつながりの確保に向けた取組は着実に進捗したが、森・里・川・海の全体のつながりを確保したとまでは 言い切れないと評価 。
4. 地球規模の視野を持って行動する	一部数値目標の未達成などの取組の遅れが見られるが、国際的な資金メカニズム等を通じた途上国支援など、地球規模の視野を持った行動は 概ねなされたと評価 。
5. 科学的基盤を強化し、政策に結びつける	科学的基盤の強化と政策への結びつけは 概ねなされたと評価 。

(取組の進捗状況)

愛知目標の達成に向けたロードマップ

- ◆ 「5の戦略目標」を構成する「13の国別目標」とその達成に向けた「48の主要行動目標」
- ◆ 国別目標の達成状況を把握するための「81の指標」

■ 評価結果

評価結果：明確に達成した目標は13の国別目標のうち5にとどまるが、愛知目標の達成に向けて着実に進捗。

達成した国別目標：

- ・B-4 (外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえた侵略的外来種の特定、定着経路情報の整備、防除の優先度の整理、防除の計画的推進等)
- ・C-1 (陸域の17%、海域等の10%の適切な保全・管理)
- ・D-3 (名古屋議定書の締結と国内措置の実施)
- ・E-1 (生物多様性国家戦略に基づく施策の推進等)
- ・E-2 (伝統的知識等の尊重、科学的基盤の強化、科学と政策の結びつきの強化、愛知目標の達成に向けた必要な資源の効果的・効率的動員)

行動計画

国土空間的施策

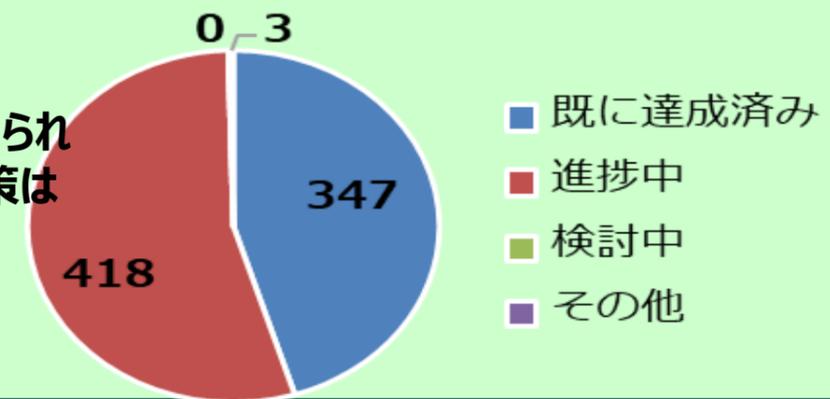
横断的・基盤的施策

東日本大震災からの復興・再生

- 約700の具体的施策
- 50の数値目標

■ 評価結果

- ・ 多くの施策で着実な進捗は認められるものの、目標達成に至った施策は限られた状況。



重点戦略を支える政策： 生物多様性の確保・自然共生②

（計画のポイント）

生物多様性の確保・自然共生の取組については、生物多様性基本法に基づき策定された生物多様性国家戦略2012-2020に基づいて総合的かつ計画的に施策を推進する。また、**2020年の生物多様性条約第15回締約国会議で決定されることが見込まれるポスト愛知目標や第2章の重点戦略及び第4部の環境保全施策の体系を踏まえて、2021年以降に同戦略を改定する。**

（取組の進捗状況）

次期生物多様性国家戦略の検討状況

- ◆ 新型コロナ感染症拡大の影響により、当初2020年10月に開催される予定であったCOP15が延期され、ポスト2020生物多様性枠組の採択が遅れていることを受け、次期生物多様性国家戦略の策定も遅れている。
- ◆ 環境省では、次期生物多様性国家戦略の策定に向け、主要な課題や対応の方向性について、幅広い観点から有識者の意見を伺うことを目的として、2020年1月に「次期生物多様性国家戦略研究会」を設置し、9回の委員会を経て2021年7月に「次期生物多様性国家戦略研究会報告書」をとりまとめた。
- ◆ 2021年8月より、中央環境審議会自然環境部会に生物多様性国家戦略小委員会を設置し、2022年8月までに5回の委員会を開催し、次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討を行っているところ。
- ◆ ポスト2020生物多様性枠組に係る国際的な動向も踏まえながら、年度内の次期生物多様性国家戦略策定を目指し検討を進めている。

総括的な評価「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」（次期戦略に向けた課題）

（総括的な進捗状況の評価、課題）

基本戦略①生物多様性を社会に浸透させる

【生物多様性に関する広報の推進】

・新たな世界目標の設定を機に更に生物多様性への関心を高めるため、UNDB-Jの活動やMY行動宣言を更に発展させ、各ターゲットに応じた広報・普及啓発が必要である。より多くの国民が生物多様性の損失は身近な課題かつ次世代の存続にとって解決すべき課題と理解するとともに、その保全や持続可能な利用に向けた主体的な行動を促すための普及・啓発・教育の充実を図ることが必要である。

【多様な主体の連携の促進】

・生物多様性の課題は、これまでの自然環境の保全を中心とした活動に加えて、社会経済活動の中での生物多様性への配慮が進まなければ解決できないとされている。人口減少が進み、地域の活力がますます必要とされる将来を見据えて、各地域で連携した保全活動を促す財政支援に加えて、地域の核となる人材を育成・派遣すること等により、生物多様性に止まらず幅広い社会経済活動の中で、地域・人・活動のつながりを強化していくことが求められる。加えて、地方公共団体、市民団体など、多様な主体との連携強化を図ることも重要である。また、調査員の高齢化等が進んでいることも踏まえ、市民と協力・連携した調査体制の維持に向けて新たな調査員の発掘・育成を進めることも必要である。

【生物多様性地域戦略の策定と地域に即した取組の促進】

・令和2年3月末時点での生物多様性地域戦略の策定状況は、44都道府県、18政令市、93市区町村となっており、国家戦略策定前の平成24年3月時点（18都道府県、7政令市、14市区町村）と比べると、着実に進捗しているものの、市区町村の策定率は約5%にとどまっている。地域の特性に応じた取組の促進を図る上で市区町村の役割は重要であることから、「生物多様性地域戦略策定の手引き」等の技術的支援の一層の充実、優良な策定事例の収集・公表や広報の実施など、引き続き地方公共団体に対する支援を行っていく必要がある。

地域における生物多様性に関わる連携を図るためにも、生物多様性の保全に関連する他の行政計画との連携が重要である。

このほか、地域戦略は地域における生物多様性に関わる組織間相互の連携を図るために有効であるとともに、その地域の自立的発展に向けた取組を進めていく上でも役に立つ。さらに、流域単位など自然環境を共有する複数の地方公共団体により、共同で生物多様性地域戦略を策定することは、効果的かつ効率的に進めていく上で望ましいと考えられる。

総括的な評価「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」（次期戦略に向けた課題）

（総括的な進捗状況の評価、課題）

基本戦略①生物多様性を社会に浸透させる

【生物多様性に配慮した事業者の取組の推進】

- ・日本国内では、経団連自然保護協議会、生物多様性民間参画パートナーシップ、企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）等、生物多様性に配慮した事業活動を進める団体が継続して活動しており、また、海外でもこうした活動が活発化している。科学的な背景とともに世界的な動向も見据えた国内活動の発展を進めていく必要がある。このため、生物多様性民間参画ガイドラインや事例集等を、国内外のこれからの10年に向けた動向に対応させていくことが必要である。特に本業やバリューチェーンを通じた生物多様性の保全に資する事業活動（技術開発、製品・サービスの提供等）の促進や効果の定量評価が重要になる。
- ・また、ガイドライン等を踏まえて、認証を含む幅広い生物多様性に配慮した商品の普及、調達・生産・商品提供などの事業活動において生物多様性に関する取組を継続して進めていくとともに、調達方針や環境方針、環境報告書、統合報告書等における情報開示を進めていくことも重要である。

【生物多様性に関する教育・学習・体験の充実】

- ・令和元年度環境問題に関する世論調査（内閣府令和元年8月調査）によれば、「生物多様性」の言葉の認知度は学校教育により若年層においては浸透している一方で自然環境への関心は低いことなどから、体験学習や自然とのふれあい等を通じて、生物多様性の重要性を認識し、それを守るための具体的な行動を分かりやすく伝えていく取組が求められている。
- ・このため、上述のような活動を効果的に継続して行うことができるよう、適切な知識等をもった指導者を育成するとともに、持続可能な開発のための教育プログラムと連携するなど、学校教育、社会教育それぞれにおいて取り組みやすい、効果的なプログラムの開発、普及が必要である。
- ・また、生物多様性の保全に向けた活動の継続的な実施を促していくことが望ましいことから、地域の自然とふれあうなかで、地域に伝わる自然との共生の知恵や文化・伝統についての理解を深め、地域の魅力を改めて感じることができるよう取組が必要である。
- ・民間企業でも生物多様性に関する教育をさらに進めているため、引き続き、経営者教育や従業員教育の促進、モニタリングは重要である。

【生物多様性が有する経済的価値の評価の推進】

- 生物多様性の主流化を進める上で、生物多様性及び生態系サービスの経済価値評価は重要なツールになり得る。このため、行政機関のみならず企業等における事業活動においても、評価した結果を政策の意思決定や経済的手法を用いた新たな制度設計の検討等に活用していくことが求められる。
- 特に、ESG金融が活発になる中で、事業者が生物多様性の価値をビジネス活動に組み込むことを後押しし、持続可能な調達や自然環境に配慮した生産活動を後押しすることが必要である。

総括的な評価「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」（次期戦略に向けた課題）

（総括的な進捗状況の評価、課題）

基本戦略①生物多様性を社会に浸透させる

【生物多様性に配慮した消費行動への転換】

- ・生物多様性の損失を止めるには、社会経済活動の変革が重視されている。IPBES地球規模アセス報告書で示された、レバレッジ・ポイント（テコの支点）に焦点を当てた統合的、順応的、包摂的なレバー（施策の介入）により、生物の多様性に配慮した消費行動へ転換するなど、社会・経済的な間接要因やその根底にある価値観と行動の変化を引き起こしていくことが必要である。
- ・消費行動の転換のためには、生物多様性に配慮した製品・サービスが消費者に提供されることが必要であり、認証制度や地産地消に関心を有する「賢い消費者（スマートコンシューマー）」の育成に加え、行動経済学等の知見を活用し、より多くの消費者の行動を促す仕組み作り等も重要である。

総括的な評価「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」（次期戦略に向けた課題）

（総括的な進捗状況の評価、課題）

基本戦略2 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する

【里地里山及び里海の保全活用に向けた取組の推進】

・里地里山は、かつて普通に見られた種の減少や、野生鳥獣や外来種による生態系や農林水産業に係る被害の深刻化等、引き続き多くの問題を抱えており、普通種が絶滅危惧種にならないよう、今後とも開発や管理放棄等に対応していくことが必要である。

戦略2012-2020において目指すとされている自立・分散型社会の形成においては、里地里山の資源を持続的に活用し、健全な二次的自然環境を維持することが必要である。

・そのためには、法的な自然環境の保護地域以外にも、自然環境の保全上重要な役割を実質的に果たしているエリアの評価・認証を行うことや、人々の暮らし方の変化も踏まえた里地里山の保全・活用を推進することで、里地里山及び里海における生物多様性や生態系の保全等を強化することが重要である。

【鳥獣と共存した地域づくりの推進】

・「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」で掲げた捕獲目標に向けて、各種取組によりニホンジカ及びイノシシの捕獲数は増加し、推定生息個体数は平成26年度をピークに減少傾向となっておりますが、生態系・農林業等への被害は依然として深刻な状況であり、引き続き取組を進めていくことが重要である。

また、狩猟者の人口は、平成28年度には約20万人と持ち直しているものの、依然として高齢化が進んでいることから、捕獲等を行う鳥獣保護管理の担い手の育成・確保が引き続き必要である。

・さらに、平成28年11月から平成29年3月にかけて野鳥における確認件数が過去最大となった高病原性鳥インフルエンザや、国内で26年ぶりに発生が確認されたCSF（豚熱）等、各種感染症に関係省庁及び機関が連携して迅速かつ適切に対応できるようにすることが必要である。

【生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進】

・生物多様性に配慮した農林水産業は、農林水産物を供給するだけでなく、洪水防止や水質の浄化、地域の特色ある伝統文化や農村景観の形成等、生態系サービスと農林水産業との相乗効果を生み出しており、その基盤としての農山漁村の振興にあたっては、ランドスケープアプローチによる統合的な取組の視点が重要である。持続可能な開発目標（SDGs）や気候変動対策との関係性を踏まえ、環境保全型農業の推進等により、生物多様性に配慮した持続可能な農林水産業の維持及び発展を目指すことが重要である。

総括的な評価「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」（次期戦略に向けた課題）

（総括的な進捗状況の評価、課題）

基本戦略2 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する

【地域固有の野生生物を保全する取組の推進】

地域固有の野生生物を保全するため、さらには現在の普通種が絶滅危惧種にならないよう、法制度の整備による規制、希少種の保護増殖事業の実施、外来種の駆除等を引き続き進めていくことが重要である。

希少野生動植物種については、捕獲規制等に加え、生息・生育地の減少又は劣化への対策を進める必要がある。

また、外来生物に関しては、平成29年に国内で初めて確認された特定外来生物のヒアリについて、侵入・定着の防止に向け政府一丸となって早期発見・防除に努めている。しかし、次々に新たな外来生物の侵入が認められる中、定着を防ぐための水際対策や、定着してしまった外来生物に対する防除対策は十分な状況ではなく、これらの課題への対応をさらに強化することが重要である。

【自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進】

新型コロナウイルス危機を受けて、「自然との共生」という概念の下で健全な物質循環を目指す持続可能でレジリエントな地域形成が求められている。そのためには、化石燃料等の地下資源依存から、土地に付随し、地域に分散する地上資源（生態系サービス）の最大限かつ持続可能な活用へと移行を図ることが必要であり、今後、ランドスケープアプローチの活用やゼロカーボンシティの推進、ワーケーションの推進等による地域循環共生圏の更なる深化が重要になる。

総括的な評価「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」(次期戦略に向けた課題)

(総括的な進捗状況の評価、課題)

基本戦略3 森・里・川・海のつながりを確保する

【生態系ネットワークの形成と保全・再生の推進】

・自然環境保全法の改正や国立・国定公園総点検事業の結果等を踏まえ、引き続き生態系ネットワークの核となるような重要地域の保全・再生を着実に進めていくことが必要である。

・また、国土のレジリエンスを高め、日本の自然環境を次世代に引き継いでいくためには、脊梁山脈から中山間地域(里地・里山)、都市、海洋までをつなぐ生態系ネットワークの構築が重要である。このため重要地域の保全だけでなく、それらの間をつなぐ取組が重要となる。OECM(Other Effective area-based Conservation Measures)等の民間等の主体により保全が図られてきた地域における取組や、生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)等の生態系が有する多様な機能を活かす取組、里山を保全しつつ資源を持続可能に活用して地域を活性化する拠点の構築等を推進することが求められる。これらの取組は、地域づくりと生態系ネットワークの形成の相乗効果をもたらすことにつながる。取組を進める際には、ランドスケープアプローチの考え方を適用し、保護地域やOECM等を一体的に保全・管理することが効果的である。

【森林の整備・保全】

・引き続き、適切な間伐、長伐期化、広葉樹林化による多様な森林づくりや、保護林や緑の回廊の設定等の取組を通じ、森林の有する多面的な機能を発揮させる森林の整備・保全に向けた施策を総合的に展開することが必要である。特に、地球温暖化の緩和や生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)等に貢献する森林の適切な整備等を進めていくことが求められる。

【都市の緑地の保全・再生など】

・人口が集中する都市においては、住民が自然環境とふれあう場の確保や、生物の生育・生息環境の確保の観点から、緑地の保全・再生・創出がますます重要になっている。また、気候変動への適応においては、ヒートアイランド現象の緩和や雨水浸透に貢献する緑地の配置等、グリーンインフラの取組を推進することも重要である。これらの取組の実施に当たっては、グリーンインフラの機能発揮の観点から、地方公共団体、事業者、民間団体、地域住民等、多様な主体が適切に連携・役割分担しつつ、適切なマネジメントを行い、一体的な取組を進めていくことが効果的である。そのため、都市における総合的な緑に関するマスタープランとして市区町村が策定する緑の基本計画や、生物多様性地域戦略等を連携させることなどにより、都市における保護地域やOECM(民間等の取組により保全が図られている地域や、保全を目的としない管理が結果として自然環境を守ることに貢献している地域)等を一体的に保全管理することで、今後も引き続き都市郊外の自然環境とのつながりも考慮しながら都市における緑地による生態系ネットワークの形成を促進していくことが必要である。

総括的な評価「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」（次期戦略に向けた課題）

（総括的な進捗状況の評価、課題）

基本戦略3 森・里・川・海のつながりを確保する

【河川・湿地などの保全・再生】

・河川は、森林、農地、都市、沿岸域などをつなぐ国土の生態系ネットワークの重要な基軸となることから、河川内の生物の生息・生育・繁殖環境を確保するために、引き続き多自然川づくりや湿地の保全・再生等を実施することが重要である。

・また、湿地の保全・再生等を通じ、生態系を基盤として流域全体で遊水機能を高めることなど、Eco-DRRの観点からの取組を進めることが求められている。その際、劣化した湿地の保全・再生を進めるとともに、耕作放棄地や休耕田も活用し地域固有の生物多様性に配慮した湿地保全・再生を進めることが必要である。湿地は、生物多様性が豊かな地域であるとともに、人為の影響を受けやすい脆弱な生態系といえる。そのため、モニタリング等の調査により生物多様性の現状を適切に把握し、迅速に施策に反映させることが必要である。

【沿岸・海洋域の保全・再生】

沿岸・海洋域については、引き続き海洋保護区の設定等による規制的手法、保全再生、資源管理、汚染対策の実施等、さまざまな主体と連携した取組を総合的に進めていくことが重要である。また、海洋保護区域については、その区域を量的に拡張してだけでなく、管理体制の強化等により質を確保する取組も求められている。また、世界的に深刻な問題となっている海洋プラスチックの対策を効果的に進めるためには、国内における総合的な対策を進めるとともに、地球規模で状況を捉え、関係諸国と協力して取組を進めることが非常に重要である。

さらに、海洋で生息する生物による炭素の吸収・固定（ブルーカーボン）や、サンゴ礁等による防災・減災など、生態系の保全が気候変動の緩和や適応にも貢献するという観点から、取組を一層進めていくことが求められている。

【生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和策と適応策の推進】

気候変動による生物多様性への影響は既に顕在化しており、将来的にも様々な影響が予測されていることから、生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和策と適応策に関する取組をさらに進めていくことが必要である。気候変動に対し特に脆弱な生態系を保全するためには、引き続きモニタリングや分布変化の予測の実施等により知見を充実させ、科学的基盤に基づき取組を進めることが重要である。また、将来予想される気候変動に適応するための保護地域の設定や、管理方法についても検討を行うことが必要である。その際、地方公共団体等による取組を促進するための支援等を行うことが求められている。

さらに、適切な森林の保全・整備や、ブルーカーボン生態系の保全等を通じ、生態系保全と地球温暖化の緩和との相乗効果を図ることが重要である。

総括的な評価「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」（次期戦略に向けた課題）

（総括的な進捗状況の評価、課題）

基本戦略4 地球規模の視野を持って行動する

【愛知目標の達成に向けた国際的取組への貢献】

・愛知目標の達成のための途上国の能力養成を目的とした生物多様性日本基金により、149カ国の生物多様性国家戦略の策定・改訂支援、87件の能力強化プロジェクト等を実施したものの、愛知目標は達成されず世界的な生物多様性の損失は依然続いている。愛知目標の下での取組を継続・発展させ、ポスト2020生物多様性枠組の達成に向けた各国の取組を後押しするには、愛知目標下での取組の教訓を活かした各国の国家戦略の策定・改訂支援を、ポスト2020生物多様性枠組策定後に速やかに行うことが重要である。

【自然資源の持続可能な利用・管理の国際的推進】

・途上国における生物多様性の保全と持続可能な利用をさらに推進するため、SATOYAMAイニシアティブで実施した、世界約40カ国・地域で約450のプロジェクトで得た知見をもとに、今後は途上国の生物多様性国家戦略にその考え方を実装していくことが重要である。

・また、SATOYAMAイニシアティブの考え方により、気候変動対策や防災・減災を含むSDGsの実施及び地域循環共生圏の海外発展にも貢献可能で、日本が生物多様性条約に提案した「自然共生社会」を実現することが求められる。

・さらに、農地の拡大や森林の違法伐採などの無秩序な開発等が、野生生物との接触機会の増加をもたらし、新たな人獣共通感染症リスクの増大につながる事が指摘される中、SATOYAMAイニシアティブの考え方に基づく持続可能な地域づくりはますます重要となっている。

【生物多様性に関わる国際協力の推進】

・経済・社会のグローバル化等により、世界の生物多様性の恵みを利用して暮らしていることを踏まえ、生物多様性の保全は、国内施策にとどまることなく、国際的な視野に立って、積極的な協力・連携を図りながら展開していくことが必要である。

・国際協力に当たっては、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）や、二次的自然環境における生物多様性保全とその持続可能な利用を目指す「SATOYAMAイニシアティブ」など、東日本大震災の教訓や里地里山における生物多様性の持続可能な利用に関する知見を含む我が国の経験を活かすことも重要である。また、世界の森林面積は依然として減少が続いており、持続可能な森林経営の推進を通じて多種多様な生物の生息地である森林における生物多様性を効果的に保全していくことが重要である。

【世界的に重要な地域の保全管理の推進】

・生物多様性の保全上世界的に重要な地域の保全管理にあたっては、ユネスコエコパーク、ジオパーク、世界自然遺産等の枠組を通じて、引き続き関係各国との相互の協力を推進していく必要がある。

総括的な評価「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」（次期戦略に向けた課題）

（総括的な進捗状況の評価、課題）

基本戦略5 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

【基礎的データの整備】

- ・自然環境保全基礎調査等の蓄積された様々な情報の分析・活用がより効果的に行われるように、調査データを相互に利用できる管理体制の在り方、オープンデータの推進やAPI連携について、検討を進めることが重要である。
- ・また、調査協力者の高齢化等が進んでいることを踏まえて、新たな調査協力者の発掘・育成が必要である。

生物多様性の総合評価

- ・生物多様性国家戦略の下での取組を効果的に行うためには、生物多様性及び生態系サービスの状況を継続的に評価することが重要である。次期生物多様性国家戦略においては、取組の実施状況を把握するだけでなく、それらの効果により生物多様性及び生態系サービスがどのように変化するかを適切に評価するための目標や指標を設定することが求められる。

科学と政策の結びつきの強化

- ・IPBESの効果的な運営に向けて国際的な議論に貢献するとともに、IPBESの国内体制の整備を進めることが重要である。また、国内に設置されている侵略外来種に関するテーマ別評価技術支援機関等への総合的な支援を引き続き行っていくことが必要である。
- ・また、IPBESにおいてまとめられた知見を国内に還元するとともに、国内におけるアセスメントの結果を国際的に発信するためには、我が国における生物多様性及び生態系サービスの総合評価（JBO）との連携が非常に重要である。
- ・さらに、生物多様性の損失を止めるための横断的な社会変革の実現に向け、我が国において将来予想されている人口減少等による社会・経済的变化や、気候変動による環境の変動等を踏まえたシナリオを構築し、効果的なレバー（施策の介入）や、働きかけるべきレバレッジ・ポイント（テコの支点）を特定することが求められている。

重点戦略を支える環境政策4 環境リスクの管理

4. 環境リスクの管理（1）水・大気・土壌の環境保全

③ PM2.5・光化学オキシダント対策の推進

（計画のポイント）

大気汚染防止法に基づく固定発生源対策及び移動発生源対策等を引き続き適切に実施するとともに、光化学オキシダント及びPM2.5の原因物質となりうる前駆物質について、排出実態の把握や科学的知見の充実、排出抑制技術の開発・普及の状況等を踏まえて、経済的及び技術的考慮を払いつつ、総合的な削減対策を推進する。

（取組の進捗状況）

③ PM2.5・光化学オキシダント対策の推進

- 気候変動対策・大気汚染改善のための、「光化学オキシダント対策ワーキングプラン（水・大気環境局）」の取りまとめ（2022年1月）（再掲）
- 令和2年度政策評価書（目標3-1 大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策を含む。））のデータを更新のうえ該当箇所掲載

【進捗度合い】

- 相当程度進捗あり。

【判断根拠】

- 全国の大気環境基準の達成状況については、一般局及び自排局において、二酸化窒素や浮遊粒子状物質、トリクロロエチレンなどで100%達成している。また、PM2.5、二酸化硫黄等においても98%以上の達成率となっている。しかし、光化学オキシダントの環境基準達成率が依然として極めて低い。

【施策の分析】

- 令和2年度におけるPM2.5の環境基準達成率は、一般局で98.3%、自排局で98.3%（令和元年度 一般局：98.7%、自排局：98.3%）であり、令和元年度と比べて、一般局、自排局ともにほぼ横ばいである。また、全測定局の年平均値は、平成25年度以降緩やかな改善傾向が続いている。
- 令和2年度における光化学オキシダントの環境基準達成率は、一般局0.2%、自排局0%であり、達成状況は依然として極めて低い水準となっている。一方、VOC対策等原因物質の削減に取り組んでおり、その成果もあって光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標を用いると、高濃度域の光化学オキシダントは改善又は横ばいとなっている。
- 併せて、「令和3年度環境白書第2部第4章第7節 大気環境の保全」を参照

全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値
	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度
	-	別紙のとおり					100
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	

- ①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]
 ア. 二酸化いおう(SO₂) エ. 二酸化窒素(NO₂) キ. トリクロロエチレン コ. 微小粒子状物質(PM2.5)
 イ. 一酸化炭素(CO) オ. 光化学オキシダント(Ox) ク. テトラクロロエチレン
 ウ. 浮遊粒子状物質(SPM) カ. ベンゼン ケ. ジクロロメタン
- ②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]
 ア. 二酸化窒素(NO₂) ウ. 光化学オキシダント(Ox) オ. 一酸化炭素(CO)
 イ. 浮遊粒子状物質(SPM) エ. 二酸化いおう(SO₂) カ. 微小粒子状物質(PM2.5)
- ③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]
 ア. 二酸化窒素(NO₂) イ. 浮遊粒子状物質(SPM)

年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目標年	目標値
①ア	99.7	99.6	99.9	100	99.8	99.9	99.8	99.7	-	100
イ	100	100	100	100	100	100	100	100	-	100
ウ	97.3	99.7	99.6	100	99.8	99.8	100	99.9	-	100
エ	100	100	100	100	100	100	100	100	-	100
オ	0.3	0	0	0.1	0	0.1	0.2	0.2	-	100
カ	99.8	100	100	99.8	100	100	100	100	-	100
キ	100	100	100	100	100	100	100	100	-	100
ク	100	100	100	100	100	100	100	100	-	100
ケ	100	100	100	100	100	100	100	100	-	100
コ	16.1	37.8	74.5	88.7	89.9	93.5	98.7	98.3	-	100
②ア	99	99.5	99.8	99.7	99.7	99.7	100	100	-	100
イ	94.7	100	99.7	100	100	100	100	100	-	100
ウ	0	3.6	0	0	0	0	0	0	-	100
エ	100	100	100	100	100	100	100	100	-	100
オ	100	100	100	100	100	100	100	100	-	100
カ	13.3	25.8	58.4	88.3	86.2	93.1	98.3	98.3	-	100
③ア	98.6	99.1	99.5	99.5	99.5	99.5	100	100	-	100
イ	92.3	100	99.5	100	100	100	100	100	-	100

4. 環境リスクの管理（1）水・大気・土壌の環境保全 ④アスベスト飛散防止対策の推進・強化

（計画のポイント）

アスベスト飛散防止対策を強化するため、大気汚染防止法に基づく事前調査の徹底、解体等工事の発注者・施工業者等への普及啓発等を進めるとともに、特定建築材料以外のアスベスト含有建材の除去に係る対策等の課題について検討を進める。

（取組の進捗状況）

④アスベスト飛散防止対策の推進・強化

- アスベストによる健康被害を防止する観点から、総務省の行政評価においても、石綿飛散防止の改善に資する勧告がなされた（平成28年5月）こと等から、規制対象を全ての建材に広げること、事前調査の信頼性の確保等、規制を強化する大気汚染防止法の一部を改正する法律が第201回国会で可決・成立し（令和2年6月5日公布）、一部の規定を除き施行された（令和3年4月1日施行）。

- 令和2年度政策評価書（目標3－1 大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策を含む。））のデータを更新のうえ該当箇所抜粋

【進捗度合い】

- 相当程度進捗あり。

【判断根拠】

- 建築物解体現場等45地点において石綿による大気汚染の状況を調査したが、石綿濃度が10本/Lを超えた地点はなかった。

【施策の分析】

- アスベスト大気濃度調査については、いずれの地点でも石綿濃度が目標値の10本/L未満であった。今後も引き続き排出源である解体等工事の飛散防止に努めるとともに、モニタリングを継続する。
- 併せて、「令和3年度環境白書第2部第4章第7節 大気環境の保全」を参照

アスベスト大気濃度調査において、10本/L未満で石綿が検出された地点数の割合(%)	基準値	実績値					目標値
	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度
-	-	100	100	100	100	100	100
年度ごとの目標値		100	100	100	100	100	

4. 環境リスクの管理（1）水・大気・土壌の環境保全

⑥ 快適な感覚環境の創出に向けた取組

（計画のポイント）

騒音・振動・悪臭・暑熱・光害といった人の感覚に悪影響を及ぼす環境問題から生活環境を保全するため、「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）等に基づく規制や優良事例を整理した各種マニュアル、暑さ対策のガイドライン等の作成・周知による各地方公共団体の取組の推進、人への影響に関する調査研究、熱中症予防情報など情報提供による普及啓発を実施する。

（取組の進捗状況）

⑥ 快適な感覚環境の創出に向けた取組

【騒音・振動関係】

- 近年、一般家庭においても導入が進んでいる省エネ型温水器等について、騒音レベルは高くないものの、静穏な生活環境の創出が進む中で新たに出現した音として騒音苦情が発生していることから、地方公共団体担当者による現場対応の手引きとなるガイドブックを令和2年3月に公表した。
- 近年、再生可能エネルギーとして導入加速化が進む風力発電施設について、静穏な地域に設置されることが多く聞こえやすいことがあり、わずらわしさや睡眠影響等のリスクを増加させる可能性があることが示唆されていることから、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」を平成29年5月に公表し、設置計画段階等における環境影響評価等にも活用している。
- 四輪車の加速走行騒音規制の強化等について盛り込まれた「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について（第四次報告）」が取りまとめられた（2022年6月 中央環境審議会）。

【悪臭関係】

- 悪臭苦情の多い畜産農業、堆肥化施設について、悪臭を排出しないための努力や苦情を軽減させるための工夫等に係る対策事例を収集・整理した「悪臭対応参考事例集～畜産農業編～」、「悪臭対応参考事例集～堆肥化施設・バイオマス活用施設編～」を平成30年10月に公表した。
- 都市・生活型の悪臭苦情の中でも件数が多い飲食店におけるにおい対策について取りまとめた「飲食業の方のための『臭気対策マニュアル』～地域で愛されるための悪臭対策の事例集～」を令和2年5月に改訂した。
- 悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の測定方法について、近年の測定技術の進展や測定機器の普及状況を踏まえ、アンモニアのイオンクロマトグラフ法（平成30年6月）、アルデヒド類のHPLC法（平成30年9月）、イソブタノール等6物質を一斉分析するためのGC-MS法等（令和2年1月）を追加した。
- 平成18年度から令和2年度まで「みどり香るまちづくり企画コンテスト」を実施し、優れた企画を表彰して、その企画に必要な樹木等を提供することにより、良好な香り環境の創出の実現を支援した。（再掲）

4. 環境リスクの管理（1）水・大気・土壌の環境保全

⑥ 快適な感覚環境の創出に向けた取組

（取組の進捗状況）（続き）

⑥ 快適な感覚環境の創出に向けた取組

【暑熱関係】

- 人が感じる暑さについての科学的な情報や効果的な暑さ対策の実施方法等を紹介する「まちなかの暑さ対策ガイドライン（平成28年度公表、平成29年度改訂）」の周知を通じ、地方公共団体等によるまちなかの暑さ対策の取組を支援している。（再掲）
- 近年の地球温暖化やヒートアイランド現象等に伴う熱中症発生増加に対応するため、熱中症予防情報サイト（環境省HP）上で全国840地点の暑さ指数（WBGT：湿球黒球温度）の実況値や予測値等を公開している。（再掲）
- 熱中症の危険性が特に高まる暑熱環境が予測される場合に、新たに暑さへの「気づき」を呼びかけ、国民の熱中症予防行動の定着を図るため、WBGT予測値に基づき発表する熱中症警戒アラートを気象庁と合同で実施。令和2年夏に関東甲信地方で先行試行し、令和3年4月より全国での運用を開始した。（再掲）

【光害関係】

- 屋外照明の適正化等により良好な光環境の形成を図るとともに地球温暖化防止に資することを目的として策定した「光害対策ガイドライン」について、近年のLED照明の急速な普及による光環境の動向やLED照明の特性等の内容を盛り込んだ改定を令和3年3月に行った。（再掲）
- 光害や大気汚染等に気づき、環境保全の重要性について関心を深めていただくことに加え、良好な大気環境や美しい星空を地域資源（観光や教育）として活用していただくことを目指し、平成30年から夏と冬の2回、星空観察（肉眼による観察とデジタルカメラによる夜空の明るさ調査）を呼びかけ、結果を取りまとめて公表している。（再掲）

- 令和2年度政策評価書（目標3-2 大気生活環境の保全）のデータを更新のうえ該当箇所抜粋

測定指標	基準値	実績値					目標値
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	
騒音に係る環境基準達成状況(%)	—	85.7	89.7	89.4	89.0	89.5	100
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
自動車騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(%)	—	93.9	93.9	94.3	94.2	94.4	100
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	—	79.5	80.5	81.4	81.5	89.3	100
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	—	50.1	56.2	56.7	58.7	60.8	100
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
振動に係る全国の苦情件数(件)	—	3,252	3,229	3,399	3,179	4,061	—
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
悪臭に係る全国の苦情件数(件)	—	12,624	12,025	12,573	12,020	15,438	—
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
熱中症予防サイトの閲覧数(アクセス件数:万件)	—	1,150	1,200	3,000	2,900	4,800	—
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
暑熱環境測定結果提供機関数(施設)	—	—	24	24	27	27	—
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—

4. 環境リスクの管理（1）水・大気・土壌の環境保全

⑥ 快適な感覚環境の創出に向けた取組

（取組の進捗状況）（続き）

⑥ 快適な感覚環境の創出に向けた取組

【進捗度合い】

- 進展が大きくない。

【判断根拠】

- 騒音に係る環境基準の達成状況は、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年は緩やかな改善傾向にあり、令和2年度の環境基準の達成状況は89.5%となっている。
- 自動車騒音について、道路に面する地域における令和2年度の環境基準の達成状況は94.4%となっている。
- 航空機騒音については、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年は緩やかな改善傾向にあり、令和2年度の環境基準の達成状況は89.3%となっている。
- 新幹線鉄道騒音については、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年は緩やかな改善傾向にあり、令和2年度の環境基準の達成状況は60.8%となっている。
- 振動に関する苦情件数は、近年横ばい傾向にあり、令和2年度は前年より増加した。
- 悪臭に関する苦情件数は、14年連続で減少傾向であったが、平成30年度以降増加に転じている。

※平成16年度から平成30年度の苦情件数については、苦情発生年度に苦情処理が完結しなかったものについて、翌年度の苦情件数にも含めて集計を行っていたが、令和元年度の集計においては当該年度発生分のみを集計している。実績値で減少しているように見取れるが、実際は増加している。

- ヒートアイランド対策については、熱中症予防情報サイトのアクセス数は前年度に比べ、大幅に増加した。

【施策の分析】

- 騒音に係る環境基準の達成状況は、近年、緩やかに改善しているが、ここ数年間はおおむね横ばいとなっている。引き続き目標達成に向けた取組が必要である。
- 自動車騒音に係る環境基準の達成状況は、令和2年度は94.4%であるが、目標達成に向け、今後の傾向について引き続き注視していく必要がある。
- 航空機騒音に係る環境基準の達成状況は、令和2年度は民間空港で89.5%、自衛隊等専用の飛行場（共用空港を含む）で89.1%であった。全体では89.3%であり、近年、緩やかに改善している。特に自衛隊等専用の飛行場（共用空港を含む）が改善傾向にあるが、運航機種や本数等は時期や年度によって異なることから、今後の傾向について引き続き注視していく必要がある。
- 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況は、令和2年度は60.3%であり、近年、緩やかな改善傾向である。発生源対策は鉄道事業者等により取り組まれているが、土地利用対策が十分に進んでいないことが考えられることから、今後の傾向について引き続き注視していく必要がある。

4. 環境リスクの管理（1）水・大気・土壌の環境保全

⑥ 快適な感覚環境の創出に向けた取組

（取組の進捗状況）（続き）

⑥ 快適な感覚環境の創出に向けた取組

- 振動に関する苦情件数は、昨年より増加しており、引き続き苦情件数の減少に向けた取組が必要である。
- 悪臭に関する苦情件数は、14年連続で減少傾向であったが、平成30年度以降増加に転じている。典型7公害の中で上位の件数になっているため、引き続き苦情件数の減少に向けた取組が必要である。
- 光害対策については、平成30年から収集している夜空の明るさデータを、大気環境保全に関する新たな数値とするため、今後も継続したデータ収集を行う。
- ヒートアイランド対策については、サイトのアクセス数は令和2年度大幅に増加している。近年の熱中症救急搬送者数等が高い水準であることから、引き続き熱中症予防情報サイト上において情報提供を行っていく必要があると同時に、今後アクセス数が増加するよう取組が必要である。

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

①公害健康被害補償

（計画のポイント）

「公害健康被害の補償等に関する法律」（昭和48年法律第111号。以下「公害健康被害補償法」という。）に基づき、汚染者負担の原則を踏まえつつ、認定患者に対する補償給付や公害保健福祉事業を安定的に行い、その迅速かつ公正な救済を図る。

（取組の進捗状況）

施策の進捗状況・評価

i) 平成30年以降の進捗状況

自動車重量税からの財源の確保

- ・平成30年3月に公害健康被害補償法の一部を改正し、平成30年度以降も 当分の間、自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を環境再生保全機構に交付することができるよう措置。

汚染負荷量賦課金徴収手続の電子化

- ・環境再生保全機構は、納付義務者の利便性と効率性を高めるため、平成11年度よりフロッピーディスク（FD）・CDによる申告を、平成15年度よりオンライン申告を導入。令和3年度の汚染負荷量賦課金申告に占める電子申告率は、申告件数で76%、申告金額で94.3%。
- ・平成30年1月から電子納付収納サービス（ペイジー）による納付を開始し、順次、取扱金融機関を拡大することにより、納付義務者の利便性を向上。

汚染負荷量賦課金の徴収状況

- ・環境再生保全機構は、全国の約8,100のばい煙発生施設等設置者（汚染負荷量賦課金の納付義務者）から、公害健康被害者に対する給付等に必要となる費用の8割を賄う汚染負荷量賦課金を徴収・収納を実施。
- ・納付義務者に対する制度についての説明や相談への対応、申告及び納付期限の遵守についての指導、電話、文書及び現地訪問等による申告督促や納付督促などの取組を行うことにより、各年度の徴収（申告）率・収納率は99.9%以上。

認定患者への補償給付・公害福祉事業の実施

- ・環境省では、毎年、補償給付支給事務費交付金の交付要綱の交付基準を定め、自治体から当該基準に基づく交付申請を受けて交付を行い、自治体の認定審査会の運営費等の事業実績を報告させている。また、公害保健福祉事業の算定基準を定め、事業計画の申請を受けて承認し、環境再生保全機構を通じ自治体に事業費を交付している。

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

①公害健康被害補償

（取組の進捗状況）

施策の進捗状況・評価

i) 平成30年以降の進捗状況

○認定患者への補償給付・公害福祉事業の実施

- ・環境省は、適正かつ効率的な執行を図る観点から毎年、関連する地方公共団体の約1/3について指導監視を実施。また、旧第一種指定地域の公害健康被害補償制度のより円滑な運営に資するため、毎年、該当する自治体の担当課長等が参加する担当課長会議を開催し、公害健康被害補償・予防制度の状況や環境再生保全機構の事業などの説明を実施。
- ・環境再生保全機構は、補償給付費等の納付業務を適正かつ効率的に行うため、地方公共団体に対し補償制度の仕組みや納付業務の手続等の理解が得られるよう指導調査や納付業務システム担当者研修会を実施。
- ・公害保健福祉事業については、令和2年度新型コロナウイルスの感染拡大を受け、呼吸筋ストレッチ体操の動画及びインフルエンザワクチン接種を推奨するリーフレット等を作成し、地方公共団体に配布するとともに環境再生保全機構ホームページで公開。また、呼吸筋ストレッチ教室をリモートにより実施。

（定量的な進捗の評価）

汚染負荷量賦課金 収納率の推移

【汚染負荷量賦課金 収納率の推移】

（単位：百万円）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
申告額(a)	30,140	30,202	28,909	27,305
収納済額(b)	30,135	30,198	28,905	27,301
収納率(c) (c=b/a*100)	99.986%	99.987%	99.986%	99.986%

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

①公害健康被害補償

（定量的な進捗の評価）

汚染負荷量賦課金 申告区分別申告件数・申告金額の推移等

【汚染負荷量賦課金 申告区分申告件数・申告金額の推移】

申告区分	平成30年度				令和元年度				令和2年度				令和3年度			
	件数	件数構成比	申告額（百万円）	金額構成比	件数	件数構成比	申告額（百万円）	金額構成比	件数	件数構成比	申告額（百万円）	金額構成比	件数	件数構成比	申告額（百万円）	金額構成比
オンライン	5,323	65.4%	23,882	79.3%	5,394	66.2%	24,279	80.4%	5,440	66.9%	23,100	79.9%	5,737	70.7%	22,046	80.8%
FD・CD	573	7.0%	3,846	12.8%	563	6.9%	3,845	12.7%	534	6.6%	4,040	14.0%	429	5.3%	3,688	13.5%
電子申告計	5,896	72.4%	27,728	92.1%	5,957	73.1%	28,124	93.1%	5,974	73.5%	27,140	93.9%	6,166	76.0%	25,734	94.3%
用紙申告	2,244	27.6%	2,394	7.9%	2,196	26.9%	2,078	6.9%	2,151	26.5%	1,769	6.1%	1,948	24.0%	1,542	5.7%
合計	8,140	100.0%	30,122	100.0%	8,153	100.0%	30,202	100.0%	8,125	100.0%	28,909	100.0%	8,114	100.0%	27,276	100.0%

【電子納付収納サービス（ペイジー）利用状況の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ペイジー利用件数（件）	460	749	1,037	1,361
ペイジー納付金額（百万円）	450	816	1,340	1,706
ペイジーによる納付率（金額ベース）	1.5%	2.7%	4.6%	6.3%

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

①公害健康被害補償

(定量的な進捗の評価)

補償給付等の財源の推移等

【補償給付等財源の推移】

(単位：百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
汚染負荷量賦課金	30,135	30,198	28,905	27,301
自動車重量税	7,355	7,273	7,192	7,029
公害保健福祉事業補助金	26	23	17	17
計	37,516	37,494	36,114	34,347

【公害保健福祉事業の被認定者の参加割合】

(単位 %)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業(公害保健福祉事業)に参加した延べ人数の被認定者数に対する割合	82.4	81.9	64.1	67.6

【補償給付等納付額の推移】

(単位：百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
療養給付	12,337	12,067	10,939	10,596
療養費	111	98	86	79
障害補償費	18,959	18,477	17,997	17,398
遺族補償費	1,641	1,636	1,559	1,460
遺族補償一時金	902	753	692	656
児童補償手当	0	0	0	0
療養手当	3,453	3,321	3,060	2,894
葬祭料	156	127	113	113

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

①公害健康被害補償

（総括的な進捗の評価）

総括的な進捗の評価

- 公害健康被害補償法に基づき、汚染負荷量賦課金の徴収を適切に行うとともに認定患者に対する補償給付や公害保健福祉事業を着実に実施した。
- 新型コロナウイルス感染症による納付義務者や認定患者への影響を考慮して以下の対応を行った。
- 徴収手続の電子化を促進するため、オンライン申告システムや徴収審査システムの改修を実施、令和3年度には、汚染負荷量賦課金申告・納付特設サイトを開設し、届出及び問合せをICT（情報通信技術）化するリニューアルを実施した。
- 令和2年3月及び4月に被認定者の認定の更新の審査にあたっての医学的検査の一部又は全部を省略し、医師の診断書等に基づき審査を行うことができること、認定の更新の延長（法第8条の2）の適用についても考慮すること、障害の程度に係る診査について政令で定める期間内に診査が困難な場合には正当な理由により診査が受けられなかったものと解すべきこと、電話や情報通信機器を用いた療養の給付が可能なことを地方公共団体に周知。
- 令和3年5月には公害保健福祉事業について、リハビリテーションに関する業務及び家庭における療養の指導について、必要に応じて電話、情報通信機器等を利用した方法が可能なことを周知するとともに、喫煙は新型コロナウイルス感染症に感染した場合に重症化するリスクが高いことが指摘されていること等を踏まえ、「禁煙指導の充実について（昭和59年12月18日付け環保業第222号）」に基づき被認定者への禁煙指導の一層の充実を図るよう地方公共団体に依頼。
- 公害保健福祉事業では、コロナ禍を踏まえた新しい生活様式に合わせたICTを活用が求められたことから、被認定者及び地方公共団体が活用できる動画制作やオンライン教室を開催。

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

②公害健康被害予防事業の実施

（計画のポイント）

環境再生保全機構に造成された公害健康被害予防基金の運用益等により、大気汚染の影響による健康被害を予防するために調査研究等の必要な事業を行い、地域住民等の健康の確保を図る。

（取組の進捗状況）

施策の進捗状況・評価

i) 平成30年以降の進捗状況

公害健康被害予防事業は、近年の低金利の影響を受けて、事業実施の原資となる予防基金の運用益の減少が続いており、より効果的・効率的な事業実施が求められている。地方公共団体に対する助成事業は従来の事業規模を維持し、環境再生保全機構が直轄で行う事業についても関係者のニーズも踏まえ、事業の重点化を図っている。

○環境再生保全機構の行う直轄事業

- ・ぜん息及び慢性閉塞性肺疾患(COPD)の発症又は増悪の予防の観点から関連する調査研究を適正に進めるとともに、高齢のぜん息等の罹患者に着目した調査研究を実施。
- ・環境再生保全機構がこれまでに得た知見等を活用し、地域住民、医療関係者、地方公共団体職員等に対し、研修、イベント、Webによる動画公開等の効果の高い手法を通じて、普及啓発を実施。
- ・令和2、3年度の研修事業は、コロナウイルスの感染拡大を受けすべての研修をオンライン形式により実施。



COPD普及啓発特設サイト
栄養療法ページ



各種パンフレット

○環境再生保全機構から地方公共団体への助成事業

- ・地方公共団体への助成事業については、ぜん息及び慢性閉塞性肺疾患(COPD)の発症又は増悪予防に資する事業を重視し、地域のニーズに的確に対応したソフト3事業（健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業）への助成を実施。
- ・環境再生保全機構では、外部有識者の協力の下、令和元年3月に「ソフト3事業の現状と課題及び今後の方向性に係る分析」を報告書に取りまとめ、地方公共団体実務者会議等において、事業実施例を紹介する等の情報共有に努めた。
- ・令和2年度には、新型コロナウイルス感染症対策を講じて実施した事業やオンライン事業の事例を事例集として取りまとめ、地方公共団体に情報提供を実施。

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

②公害健康被害予防事業の実施

定量的な進捗の評価

研修・講習会開催状況等

コース名	受講者数			
	30年度	元年度	2年度	3年度
ソフト3事業（健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業）基礎研修	19人	21人	-	-
ソフト3事業研修	31人	21人	151人	39人
保健指導研修	台風のため中止	67人	88人	78人
呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修	101人	97人	203人	320人
環境改善研修	81人	69人	98人	97人
ぜん息患者教育スタッフ養成研修	65人	56人	103人	164人
計	297人	331人	643人	698人

* 令和2、3年度はオンライン形式で開催

【ぜん息・COPD電話相談事業実施状況】

実施期間	相談件数			
	30年度	元年度	2年度	3年度
4月1日～3月31日 月～土（年末年始及び祝日を除く）	1022件	1026件	986件	867件

【講習会等開催状況】

実施期間	参加人数			
	30年度	元年度	2年度	3年度
日本小児臨床アレルギー学会共催市民公開講座	158人	-	-	-
アレルギーの日関連行事（講演会）	142人	-	-	168人
保育所等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会	470人	703人	7,180人	-

* 令和2、3年度の講習会等は、オンライン配信で開催

【助成事業実施状況】

事業内容		30年度	元年度	2年度	3年度
環境保健事業 （ソフト3事業） （参加人数）	健康相談事業	26,367人 (44)	32,818人 (43)	24,933人 (36)	25,092人 (37)
	健康診査事業	84,195人 (25)	78,799人 (25)	73,252人 (25)	80,653人 (25)
	機能訓練事業	22,076人 (33)	20,080人 (33)	4,445人 (9)	4,976人 (13)
	合計	132,638人	131,697人	102,630人	110,721人
医療機器等整備（助成）事業（実施施設数）		0箇所	1箇所	0箇所	0箇所
環境改善事業	計画作成事業（事業実施数）	3事業	1事業	2事業	1事業
	大気浄化植樹（助成）事業（実施植樹面積）	753.6㎡ (5)	79.7㎡ (2)	24.5㎡ (1)	939.8㎡ (2)

* ソフト3事業の各年度の括弧書きは実施地方公共団体数、大気浄化植樹（助成）事業の各年度の括弧書きは実施箇所数を表す。

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

②公害健康被害予防事業の実施

（総括的な進捗の評価）

総括的な進捗の評価

- 公害健康予防基金の運用益が減少する中、事業財源の安定的な確保を図り、ぜん息患者等のニーズを踏まえ効率的・効果的な事業の実施を図った。
- **新型コロナウイルス感染症への対応**
公害健康被害予防事業における新型コロナウイルス感染症への対応のため、「三つの密（密閉・密集・密接）」の回避の徹底など、新しい生活様式に配慮した人と人との接触機会を可能な限り抑えた新たな事業実施方法の検討と試行、地方公共団体との情報共有を図った。
- 新型コロナウイルス感染症とぜん息・COPD との関係について、専門医から機構YouTube を通じてビデオメッセージを配信。
- 通院できない状況であっても、ぜん息・COPD 患者の身体活動量を維持していくため、理学療法士による呼吸法や運動療法についての動画を制作し、機構YouTube で配信。
- ぜん息患者が公共交通機関を使いづらいとの声や、外部のボランティアからのぜん息マークの紹介を受けて、「ぜん息マークキーホルダー」を制作し、希望者に配布。
- 生活情報誌「すこやかライフ」（年1回発行）について、新たにWeb版を設け、オンライン診療や、インフルエンザワクチンの接種など、新型コロナウイルス感染症に関連した情報を提供。
- 事業実施の新たなツールとして、機能訓練事業で使用されている冊子「呼吸筋ストレッチ体操」のリニューアルに併せて動画を制作し、地方公共団体、医療機関等に提供。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった集合形式による事業の代替として、既設のぜん息・COPD電話相談室の拡充のほか、新たにリモートによる講演会や呼吸筋ストレッチ教室を開催。
- また、マスメディアを活用した広報を通じて、ぜん息・COPDの普及啓発事業を実施。



ぜん息マークキーホルダー

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

③環境保健サーベイランス調査

（計画のポイント）

1987年の公害健康被害補償法改正（第一種地域指定解除）に伴い、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずることを目的として、環境保健サーベイランス調査を実施する。

（取組の進捗状況）

施策の進捗状況・評価

i) 平成30年以降の進捗状況

環境保健サーベイランス調査の実施及び公表

- 毎年、対象者別背景濃度（二酸化窒素（NO₂）、窒素酸化物（NO_x）、二酸化硫黄（SO₂）、浮遊粒子状物（SPM））の推計をした上で、3歳児及び6歳児を対象とした健康調査で得られたデータを組み合わせて集計・解析し、大気汚染と健康影響の関連を「環境保健サーベイランス・局地的大気汚染健康影響検討会」で評価し、結果を公表している。

大気汚染物質の追加

- 「環境保健サーベイランス・局地的大気汚染健康影響検討会ワーキンググループ（以下「WG」という。）」において、光化学オキシダント（Ox）及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）の背景濃度の推計方法等を検討し、それぞれ平成30年5月、令和元年5月に報告書を公表するとともに、NO₂、NO_x、SO₂、SPMに加えてOx及びPM_{2.5}についてもそれぞれ令和元年度（平成29年度調査分）、令和2年度（平成30年度調査分）より大気汚染と健康影響の関連を評価し、結果を公表している。

そらプロジェクトの科学的知見等の導入の検討

- 幹線道路沿における大気汚染の健康影響を調査した「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査」（以下「そらプロジェクト」という。）報告書（平成23年5月に公表）において、この調査によって蓄積された科学的知見と結果を最大限に活用し、環境保健サーベイランス調査をより効果的な調査とすることが必要であると指摘されたことから、WGにおいて、技術的問題や実現可能性等の検討し、令和3年10月に「局地的大気汚染を考慮するための今後の調査方法について（中間報告その6）」を公表した。

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

③環境保健サーベイランス調査

定量的な進捗の評価

各種調査等

環境保健サーベイランス調査の調査対象者数及び調査対象者の同意率

		令和元年度公表 (平成29年度調査分)	令和2年度公表 (平成30年度調査分)	令和3年度公表 (令和元年度調査分)	令和4年度公表 (令和2年度調査分)
3歳児調査	調査対象者数	83,265人	82,373人	79,398人	73,972人
	調査対象者の同意率	85.60%	88.06%	85.13%	85.07%
6歳児調査	調査対象者	83,954人	82,186人	81,115人	78,879人
	調査対象者の同意率	85.10%	85.30%	84.24%	89.01%

環境保健サーベイランス調査の調査対象大気汚染物質数

令和元年度公表 (平成29年度調査分)	令和2年度公表 (平成30年度調査分)	令和3年度公表 (令和元年度調査分)	令和4年度公表 (令和2年度調査分)
5 NO ₂ 、NO _x 、SO ₂ 、SPM、O _x	6 NO ₂ 、NO _x 、SO ₂ 、 SPM、O _x 、PM _{2.5}	6 NO ₂ 、NO _x 、SO ₂ 、 SPM、O _x 、PM _{2.5}	6 NO ₂ 、NO _x 、SO ₂ 、 SPM、O _x 、PM _{2.5}

※ 毎年度公表

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

③環境保健サーベイランス調査

定量的な進捗の評価

各種調査等

環境保健サーベイランス調査の環境調査と健康調査の組合せ解析項目

平成30年度公表 (平成28年度調査分)	令和元年度公表～令和4年度公表（※） (平成29年度調査分～令和元年度調査分)
3歳児調査の単年度解析 ①対象者別背景濃度区分ごとの呼吸器症状有症率 ②調査対象地域ごとの対象者別背景濃度の平均値と呼吸器症状有症率 ③オッズ比による検討 6歳児調査の単年度解析 3歳児調査の①～③と同じ 3歳児調査の経年データ及び統合データの解析 3歳児調査の①～③と同じ 6歳児調査の経年データ及び統合データの解析 3歳児調査の①～③と同じ 追跡解析 ①対象者別背景濃度区分ごとのぜん息発症率 ②調査対象地域ごとの対象者別背景濃度の平均値とぜん息発症率 ③オッズ比による検討 追跡経年データの解析 オッズ比による検討	同左

※ 毎年度公表

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

③環境保健サーベイランス調査

（総括的な進捗の評価）

総括的な進捗の評価

環境保健サーベイランス調査は、中央公害審議会答申及び公害健康被害補償法改正時の附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に調査し、この結果に大気汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずることを目的としている。

- 3歳児調査については平成8年度から、6歳児調査については平成16年度から継続的に実施し、これまで以下の結果を得ている。
 - ・ 単年度解析で大気汚染とぜん息が有意な正の関連性を示す結果が過去に何度か得られたことがあったが、常に有意な正の関連性を示すような一定の傾向として捉えられる状況にはなかった。
 - ・ これまでの調査で集積されたデータを統合した解析において、大気汚染物質濃度が高くなるほどぜん息有症率が高くなることを示す結果は得られなかった。調査関係者の負担を軽減することによる調査効率化のため令和2年度から健康調査の電子化の検討を開始しており、着実に推進する必要がある。
 - ・ 3歳児を6歳児まで追跡した解析においても、大気汚染とぜん息の発症に常に有意な正の関連性を示すような一定の傾向として捉えられる状況にはなかった。
- 光化学オキシダント（Ox）及び微小粒子状物質（PM2.5）の大気濃度と健康影響の関連については、それぞれ令和元年度及び2年度から結果を公表しており、引き続きデータを集積して評価する必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の流行が調査に及ぼす影響については、令和元年度以降の調査について「環境保健サーベイランス・局地的大気汚染健康影響検討委員会」において評価を行う。
- 令和3年10月に公表した「局地的大気汚染を考慮するための今後の調査方法について（中間報告その6）」に基づき、令和6年度の公表を目途に、局地的大気汚染を考慮したデータ解析を着実にを行う必要がある。

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

④水俣病対策の推進

（計画のポイント）

水俣病対策については、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（平成21年法律第81号。以下「水俣病被害者救済法」という。）等を踏まえ、すべての被害者の方々や地域の方々安心して暮らしていけるよう、関係地方公共団体等と協力して、補償や医療・福祉対策、地域の再生・融和等を進めていく。

（取組の進捗状況）

施策の進捗状況・評価

i) 平成30年以降の進捗状況

平成30年度

- **水俣病犠牲者慰霊式**の開催（中川雅治 環境大臣の出席）（H30.5.1）
- 第42回 **臨時水俣病認定審査会**の開催（4件審査→棄却4件）（H30.5.12）
- 各県市において認定審査会を開催（431件審査、1件認定）
- 水俣病被害者に係る医療費の支給（約99億円）、水俣病発生地域における振興・活性化事業の推進（2.2億円）

平成31年度
令和元年度

- 第43回 **臨時水俣病認定審査会**の開催（2件審査→棄却2件）（R1.9.7）
- **水俣病犠牲者慰霊式**の開催（小泉進次郎 環境大臣の出席）（R1.10.19）
- 各県市において認定審査会を開催（509件審査、1件認定）
- 水俣病被害者に係る医療費の支給（約99億円）、水俣病発生地域における振興・活性化事業の推進（2.6億円）

令和2年度

- 「**国立水俣病総合研究センター中期計画2020**」の策定（R2.4.1）
- 第44回 **臨時水俣病認定審査会**の開催（2件審査→棄却2件）（R3.3.15）
- 各県市において認定審査会を開催（174件審査、1件認定）
- 水俣病被害者に係る医療費の支給（約101億円）、水俣病発生地域における振興・活性化事業の推進（2.4億円）

令和3年度

- 各県市において認定審査会を開催（179件審査→棄却179件）
- 水俣病被害者に係る医療費の支給（約103億円）、水俣病発生地域における振興・活性化事業の推進（4.4億円）

令和4年度

- **水俣病犠牲者慰霊式**の開催（山口壯 環境大臣の出席）（R4.5.1）



水俣病犠牲者慰霊式



水俣病犠牲者慰霊式

* 令和2年度及び3年度の水俣病犠牲者慰霊式については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

④水俣病対策の推進

（定量的な進捗の評価）

各種調査等

・公害健康被害補償法に基づく認定

平成30年4月以降、新たに**4名**（熊本県2名、新潟県市2名）の方を公害健康被害補償法に基づく水俣病と認定。令和4年6月現在、**3,000名**を認定している。

・臨時水俣病認定審査会の未処分者数の推移

平成30年4月時点で、10名だった未処分者数は、**3名**に減少。

・公害健康被害補償法の未処分者数の推移

平成30年4月時点で、2,042名だった未処分者数は、**1,572名**に減少。

・水俣病資料館における入館者数

平成30年度42,935人、平成31/令和元年度38,533人、令和2年度2,671人、令和3年度9,722人。

・「水俣病資料館語り部の会」による講話回数

平成30年度284回、平成31/令和元年度265回、令和2年度2回、令和3年度94回（全てオンライン講話）。

・国立水俣病総合研究センターにおける論文発表数

平成30年度26報（うち共同著書10報）、平成31/令和元年度22報（うち共同著書10報）、令和2年度24報（うち共同著書9報）、令和3年度29報（うち共同著書9報）



水俣病資料館

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

④水俣病対策の推進

（総括的な進捗の評価）

総括的な進捗の評価

- 公害健康被害補償法に基づく処分の積み重ねや、水俣病被害者に対する医療費の確実な支給（令和3年度実績：約4.4億円）を通じて、水俣病被害に対する補償や救済を着実に推進した。
- 生態系に配慮した渚造成整備事業や環境配慮型農林水産業の推進をはじめとした地域振興・活性化策の実施を通じて、「環境」を梃子にして、足腰の強い経済と心豊かな地域社会をつくる事業を水俣病発生地域において推進した。
- 新型コロナウイルス感染症のまん延下においても、リモートでの講話会の開催やDVDの配布等を通じて、水俣病問題に関する環境学習等の事業を推進した。

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

⑤石綿健康被害の救済

（計画のポイント）

「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成18年法律第4号。以下「石綿健康被害救済法」という。）に基づき、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図る。また、2016年12月に取りまとめられた中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会の報告書を踏まえ、石綿健康被害救済制度の運用に必要な調査や更なる制度周知等の措置を講じていく。

（取組の進捗状況）

施策の進捗状況・評価

i) 平成30年以降の進捗状況

平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・認定申請に係る医学的判定を順次実施。 ・中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会の報告書（2016年12月。以下、「報告書」という。）に基づき、必要な医学的知見の収集、被認定者の介護実態等に関する調査とりまとめ等を実施。
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・認定申請に係る医学的判定を順次実施。 ・新型コロナウイルスの影響により、首都圏外の病院に勤務する委員の東京への参集が困難となったため、審議会を延期（令和2年2月～3月）。 ・必要な医学的知見の収集を継続。
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響により、引き続き審議会を延期（4月～6月）。一方で、web会議システムを用いて審議可能な案件について、遠隔による審議会の開催を開始（4月～）。審議会延期による未審議案件への対応として、審議会委員を増員（12月～）し、審議会開催回数を増加。 ・収集された医学的知見等に基づき、「医学的判定に関する留意事項」（中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会決定）及び「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（救済給付の支給等関係）について」（環境保健部長通知）を改訂。 ・報告書に基づき、既存検診の機会を活用して石綿関連疾患が発見できる体制の整備に資するため、「石綿読影の精度に係る調査」を開始。
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・未審議案件数を減少させるため、審議会委員をさらに増員（5月～）し、継続して審議会開催回数を増加。 ・新型コロナウイルス影響下等においても円滑な審議会運営を図るため、オンラインによる医学的判定等を可能とする「判定情報管理システム」を構築（令和4年度から本格運用予定）。
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・判定情報管理システムの運用開始（5月～） ・石綿健康被害救済法を改正し特別遺族弔慰金等の請求期限を延長。（議員立法） ・建設アスベスト給付金制度の施行に係る石綿健康被害救済制度との連携を開始。 ・中央環境審議会 環境保健部会 石綿健康被害救済小委員会を開催し（6月～）、石綿健康被害救済制度の施行状況に係る評価・検討を開始。

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

⑤石綿健康被害の救済

（定量的な進捗の評価）

各種調査等

○石綿救済法に基づく救済給付に係る認定状況

- ・平成30年度以降も、申請に基づき順次認定を行っている。直近5年間では年5%程度ずつ申請数が増加しており、これに伴い認定数も増加傾向。
- ・一方で、新型コロナウイルスの影響により、首都圏外の病院に勤務する委員の東京への参集が困難となったため、審議会を延期（令和2年2月～6月、計12回）。このため、令和元年度～令和2年度は認定数が減少したが、令和3年度は特別遺族弔慰金等の請求期限到来に係る広報・周知の強化により申請件数は増加。

指定疾病別の認定状況（施行前死亡者を除く）

（人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	制度発足以後累計
中皮腫	904	756	563	1,052	10,812
肺がん	172	176	97	235	2,269
石綿肺	3	2	3	1	45
びまん性胸膜肥厚	34	23	20	21	216
計	1,113	957	683	1,309	13,342

施行前死亡者の認定状況

（人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	制度発足以後累計
計	13	12	8	22	3,661

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

⑤石綿健康被害の救済

定量的な進捗の評価

各種調査等

○医学的判定に係る審議会の開催状況等

- ・新型コロナウイルスの影響下においても審議・判定を継続するため、web会議システムを用いて審議可能な案件について、遠隔による審議会の開催を開始（令和2年4月～）。また、委員の参集が必要な病理所見を伴う審議案件についても、参集を病理担当委員に限定しweb会議システムを併用して審議を進める形式により、審議会を開催（令和2年5月～）。
- ・新型コロナウイルスの影響により、首都圏外の病院に勤務する委員の東京への参集が困難となったことを踏まえ、首都圏近郊の病院等に在席する委員を増員（令和2年度2名、令和3年度3名）。これにより、審議会（分科会）開催数を増加し、未審議案件の処理を加速させた。
- ・判定情報管理システム本格運用により、オンラインでの審議を開催（令和4年5月～）

審議会（分科会）開催数（平成30年～令和4年9月）※審査分科会、石綿肺等審査分科会の合計

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H30年度	3	3	4	3	3	4	3	3	4	3	4	3
R元年度	3	4	3	3	4	3	3	3	4	3	3	0
R2年度	1	2	2	3	4	3	3	3	3	3	3	4
R3年度	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
R4年度	3	4	4	4	4	4	4					

- 新型コロナウイルスの影響により審議会を（一部）延期
- Web会議システムを用いて審議を（一部）再開
- 委員の増員により審議会開催数を増加
- 判定情報管理システム本格運用

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

⑤石綿健康被害の救済

（総括的な進捗の評価）

総括的な進捗の評価

- 石綿健康被害救済法に基づく認定の積み重ねや、石綿による健康被害者に対する救済給付の確実な支給を通じて、石綿による健康被害に対する救済を着実に推進した。
- 報告書に基づき、
 - ・ 医学的知見の収集に努め最新の知見に基づいた留意事項等の改訂
 - ・ 既存検診の機会を活用して石綿関連疾患を発見できる体制の整備に資する調査（令和3年度参加自治体数：33自治体）
 - ・ 被認定者の介護実態等に関する調査とりまとめ等を行い、石綿健康被害救済制度の運用に資する事項を推進した。
- オンライン会議システム等を駆使する等により、新型コロナウイルス感染症の影響下において滞留した案件の早期解消に向けて審議会開催件数を増加させている。また、新型コロナウイルス影響下等においても円滑な審議会運営を図るため、オンラインによる医学的判定等を可能とする「判定情報管理システム」を構築し運用を開始するなど、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な救済に資する取組を強化しているところ。

重点戦略を支える環境政策5 各種施策の基盤となる施策

(個表) 5 (1) 環境影響評価

(計画のポイント)

- ①環境影響評価制度の総合的な取組の展開 ②質が高く効率的な環境影響評価制度の実施

(取組の進捗状況)

制度のあり方の検討

- 太陽電池発電所について、太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会での議論を踏まえ、中央環境審議会総合政策部会環境影響評価制度小委員会における審議の結果、答申が取りまとめられ、第一種 4 万kW、第二種 3 万kWとして、環境影響評価法の対象事業に追加した（2020 年 4 月）。
- 風力発電所について、他の事業との公平性を踏まえて、最新の知見に基づき、円滑な制度移行のため所要の経過措置を設けながら、環境影響評価法施行令の改正により、法の対象となる第一種事業の風力発電所の規模について、「1 万kW以上」から「5 万kW以上」に変更した（2021年10月）。立地に応じ地域の環境特性を踏まえた効果的・効率的なアセスメントの制度的対応の在り方についての検討に着手している。
- 洋上風力発電所について、地球温暖化対策計画（R 3.10閣議決定）及び規制改革実施計画（R 4.6 閣議決定）に基づき、環境影響評価制度について、立地や環境影響などの特性を踏まえた最適な在り方を、関係府省、地方公共団体、事業者等の連携の下、令和 4 年度から検討を開始し、速やかに結論を得る。

環境影響評価法対象外事業についての情報収集及びそれらの事業の計画・実施に際しての環境配慮の促進

- 環境影響評価法の対象とならない小規模な太陽光発電事業について、適切に環境配慮が講じられ、環境と調和した形での事業の実施を確保することを目的として、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を公表した（2020年 3 月）。

適切かつ効果的な運用のための施行状況の点検・見直し

- 法対象となる一つの事業のまとまりの考え方を整理し、「太陽電池発電所・風力発電所に係る環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価における事業の一連性の考え方について」を公表した（2021年 9 月）。
- 地熱発電事業で想定される事前調査等の実施に関して、対象事業の実施制限に関する考え方について整理し、地方公共団体や関係団体等に周知した（2021年 6 月）。

(個表) 5 (1) 環境影響評価

(取組の進捗状況)

環境影響評価に必要な環境基礎情報や実施事例の提供等、情報基盤の整備

- 再生可能エネルギーに関する情報や、地域の自然環境・社会環境の情報をウェブサイト上のGISシステムで一元的に提供するシステム「EADAS (Environmental Impact Assessment Database System)」の整備を行い、再生可能エネルギーの導入に向けたゾーニング等の取組や環境アセスメント等の場面における情報交流・理解促進を通じた、合意形成の促進に資する収録情報の更新及びさらなる充実化を行う。

環境影響評価に係る技術的手法の普及

- 太陽光発電所について、事業特性・地域特性を踏まえてメリハリのある環境影響評価を実施することが可能であることから、「太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」(2021年7月)において、開発済みの土地に太陽電池発電所を設置する場合の合理的な環境影響評価の考え方について示し、周知を行った。これにより、事業者の立地選択にあたり、林地よりも環境への負荷が少なく住民の受容性が高い、開発済みの土地が選択されることが期待される。
- 風力発電所のリプレース事業については、一般に土地改変が少ないことや、リプレース前の風力発電所の稼働中に環境への影響の程度を調査することが可能であること等を踏まえ、「風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」(2020年4月)において、風力発電所のリプレース事業を行う際の合理的な環境影響評価の項目や手法の選定についての考え方や例を示し、周知を行った。
- 洋上風力発電所について、導入が見込まれる海域において、環境影響評価手続において必要となる環境調査を環境省自らが実施し、取りまとめた情報をデータベース化し、事業者や地方公共団体等に広く提供する(2021年～)。また、導入実績が国内では少なく、環境影響に係る知見が十分に蓄積されていないことから、環境影響評価にあたっての技術的な手法等を整理した事業者向けのガイドラインを令和4年度作成予定。

(個表) 5 (1) 環境影響評価

(取組の進捗状況)

戦略的環境アセスメント

- 風力発電については、個別事業に係る環境アセスメントに先立つものとして、地方公共団体が関係者と調整しつつ、環境保全を優先するエリア、風力発電等の導入を促進するエリア等の設定を行うゾーニング手法の確立と普及を目的として、16の地方公共団体でモデル事業・実証事業を実施した。その結果等を踏まえ、「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル」を作成・公表した。引き続き、再生可能エネルギーの導入に向けたゾーニング等の取組と、それに向けた調査検討や、地域住民等による合意形成等を支援している。
- 地球温暖化対策推進法が改正され、市町村が再エネ導入に係る促進区域を設定することができる仕組みが本年4月から導入された。当該制度は、戦略的アセスメントの考え方を導入したものであり、個別事業の計画立案段階に先立って促進区域を設定する段階で、地域において望ましい再エネ導入の政策方針（※）を明確にするもの。これにより、事業者における事業計画立案段階において柔軟に適切な立地選定や事業形態を採用することを可能とするほか、累積的影響など個別の事業で対応することが難しい課題についても、一定の配慮が可能となることが期待される。
※促進区域とともに、環境保全を優先すべきものとして促進区域とすべきではないと考えるエリアや、再エネ事業を行うに当たって考慮すべき環境配慮事項、望ましい事業の規模・形態及び環境保全措置のあり方等を地域の政策方針として併せて示すことが可能。

報告書手続等を活用したフォローアップ

- 2011年に改正された環境影響評価法において、事業の実施に伴って講じられた環境保全措置や事後調査の結果を報告書として作成・公表する規定が設けられたことを受けて、2021年6月に初の報告書が公表され、同年8月に環境大臣意見を提出した。
- 法に基づく環境影響評価手続を完了した事業の実施状況についてのフォローアップを実施した。

審査体制の強化・人材育成

- 適切な制度運用のための幅広い関係者を対象とした研修の実施等、適切かつ効果的な運用に向けた取組を継続して実施している。

(個表) 5 (1) 環境影響評価

(2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた取組)

環境影響評価に係る技術的手法の普及

- 【再掲】太陽光発電所について、事業特性・地域特性を踏まえてメリハリのある環境影響評価を実施することが可能であることから、「太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」(2021年7月)において、開発済みの土地に太陽電池発電所を設置する場合の合理的な環境影響評価の考え方について示し、周知を行った。これにより、事業者の立地選択にあたり、林地よりも環境への負荷が少なく住民の受容性が高い、開発済みの土地が選択されることが期待される。
- 【再掲】風力発電所のリプレース事業については、一般に土地改変が少ないことや、リプレース前の風力発電所の稼働中に環境への影響の程度を調査することが可能であること等を踏まえ、「風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」(2020年4月)において、風力発電所のリプレース事業を行う際の合理的な環境影響評価の項目や手法の選定についての考え方や例を示し、周知を行った。
- 【再掲】洋上風力発電所について、導入が見込まれる海域において、環境影響評価手続において必要となる環境調査を環境省自らが実施し、取りまとめた情報をデータベース化し、事業者や地方公共団体等に広く提供する(2021年～)。また、導入実績が国内では少なく、環境影響に係る知見が十分に蓄積されていないことから、環境影響評価にあたっての技術的な手法等を整理した事業者向けのガイドラインを令和4年度作成予定。

制度のあり方の検討

- 【再掲】太陽電池発電所について、太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会での議論を踏まえ、中央環境審議会総合政策部会環境影響評価制度小委員会における審議の結果、答申が取りまとめられ、第一種4万kW、第二種3万kWとして、環境影響評価法の対象事業に追加した(2020年4月)。
- 【再掲】風力発電所について、他の事業との公平性を踏まえて、最新の知見に基づき、円滑な制度移行のため所要の経過措置を設けながら、環境影響評価法施行令の改正により、法の対象となる第一種事業の風力発電所の規模について、「1万kW以上」から「5万kW以上」に変更した(2021年10月)。立地に応じ地域の環境特性を踏まえた効果的・効率的なアセスメントの制度的対応の在り方についての検討に着手している。
- 【再掲】洋上風力発電所について、地球温暖化対策計画(R3.10閣議決定)及び規制改革実施計画(R4.6閣議決定)に基づき、環境影響評価制度について、立地や環境影響などの特性を踏まえた最適な在り方を、関係府省、地方公共団体、事業者等の連携の下、令和4年度から検討を開始し、速やかに結論を得る。

(個表) 5 (1) 環境影響評価

(2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた取組)

戦略的環境アセスメント

- 【再掲】風力発電については、個別事業に係る環境アセスメントに先立つものとして、地方公共団体が関係者と調整しつつ、環境保全を優先するエリア、風力発電等の導入を促進するエリア等の設定を行うゾーニング手法の確立と普及を目的として、16の地方公共団体でモデル事業・実証事業を実施した。その結果等を踏まえ、「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル」を作成・公表した。引き続き、再生可能エネルギーの導入に向けたゾーニング等の取組と、それに向けた調査検討や、地域住民等による合意形成等を支援している。

適切かつ効果的な運用のための施行状況の点検・見直し

- 【再掲】法対象となる一つの事業のまとまりの考え方を整理し、「太陽電池発電所・風力発電所に係る環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価における事業の一連性の考え方について」を公表した（2021年9月）。
- 【再掲】地熱発電事業で想定される事前調査等の実施に関して、対象事業の実施制限に関する考え方について整理し、地方公共団体や関係団体等に周知した（2021年6月）。

環境影響評価に必要な環境基礎情報や実施事例の提供等、情報基盤の整備

- 【再掲】再生可能エネルギーに関する情報や、地域の自然環境・社会環境の情報をウェブサイト上のGISシステムで一元的に提供するシステム「EADAS（Environmental Impact Assessment Database System）」の整備を行い、再生可能エネルギーの導入に向けたゾーニング等の取組や環境アセスメント等の場面における情報交流・理解促進を通じた、合意形成の促進に資する収録情報の更新及びさらなる充実化を行う。

(個表) 5 (1) 環境影響評価

(参考)

環境影響評価法に基づき実施された環境影響評価手続の総数

(2022年3月31日時点)

	道路	河川	鉄道	飛行場	発電所				処分場	埋立て、 干拓	面整備	合計	
					火力	風力	太陽光	その他					
手続実施	94	11	19	14	577	79	466	12	20	7	20	22	764
手続中	12	1	2	3	344	6	327	8	3	1	3	2	368
手続完了	71	9	15	10	178	60	99	3	16	6	15	15	319
手続中止	11	1	2	1	55	13	40	1	1	0	2	5	77
環境大臣意見・助言	82	10	17	14	596	85	478	10	23	1	4	17	741
配慮書	12	0	2	3	377	26	341	5	5	1	0	2	397
方法書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準備書・評価書	70	10	15	10	219	59	137	5	18	0	4	15	343
報告書	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1

(Well-beingや幸福度の向上につながる可能性)

環境影響評価制度

- 環境影響評価制度の推進を通じて、単なる支障の防止にとどまらず、事業における適正な環境配慮を確保することにより、健全で恵み豊かな環境の保全を図り、質の高い生活の実現に寄与する。

(個表) 5 (2) 科学的知見に基づく政策決定の基盤となる研究開発の推進

(計画のポイント)

- ① 環境研究・技術開発の実施体制の整備
- ② 科学的知見に基づく政策決定の基盤となる研究開発の推進

(取組の進捗状況)

① 環境研究・技術開発の推進戦略に係るフォローアップ調査の実施

- 第五次環境基本計画において同計画に基づき策定することとされた、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」について、令和元年5月21日に環境大臣決定し、同年度以降、同推進戦略に基づく環境研究・環境技術開発を推進している。
- 上記推進戦略の実施状況について、令和3年度に「環境研究・技術開発の推進戦略フォローアップ調査等委託業務」において、研究・技術開発の採択状況、関連する国内外の社会動向、関連する政府戦略・計画等の情報を収集・整理した。令和4年度は有識者検討会を開催し、これらの情報について専門的立場からの意見をいただいた上で、次期推進戦略の策定に必要な課題等として取りまとめる予定。

② 国立環境研究所

- 第4期中長期計画期間内（平成28年～令和2年度）において、我が国の環境科学の中核的研究機関として、地球温暖化、循環型社会、環境リスク、自然共生、東日本大震災に対応した災害研究等の研究活動全般において研究開発成果の最大化に向け、顕著な成果をあげている。2022年度は第5期中長期計画（令和3年度～令和7年度）に基づき施策を推進している。

③ 環境研究総合推進費

- 推進戦略で求められた若手研究者支援への対応として、令和4年度新規課題公募では、若手研究者の育成支援及び活躍促進を一層図るため、従来の40歳未満という条件に加えて、博士の学位取得後8年未満であっても申請を可能とした。また、改善すべきとされた領域融合的な課題設定については、環境政策への貢献や社会実装の加速に活用することに資する人文社会科学分野の研究提案を奨励することを検討している。

(個表) 5 (3) 環境教育・環境学習等の推進

(計画のポイント)

①実践者の育成を通じた環境教育の深化・充実

(取組の進捗状況)

教職員等を対象にした環境教育を推進するための研修を通じた実践者の育成

- 学校や地域で質の高い環境教育・ESDを実践・推進するリーダーとなる人材を育成することを目的に、文部科学省と協力し、「教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修」を実施。
- 同研修を通じて、教職員等の学校における環境教育に係るカリキュラム・マネジメント等の実践力向上や、教職員等のみならず、民間企業等の社員、NPO等の職員の体験活動の実践力の向上を図った。

(2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた取組)

地域脱炭素に資する環境教育の実践者の養成

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、本研修の受講者が、学校、地域、職場等のあらゆる場において環境教育を実践し、脱炭素意識の醸成と行動変容を図ることを目指す。

(環境面での効果及び評価指標)

環境教育の実践者を養成するための研修受講者数

- 「教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修」参加者数：458名（2021年度）

(コロナ禍・ポストコロナ時代に対する取組)

オンラインを活用した研修の実施

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じて、研修の一部をオンラインで実施するなどの工夫をした。ポストコロナ時代に向けて、参加者のニーズ等を踏まえながら、引き続き、オンラインの活用を検討する。

(個表) 5 (3) 環境教育・環境学習等の推進

(計画のポイント)

②国民が興味・関心をもって参加できる「体験の機会の場」の拡充

(取組の進捗状況)

「体験の機会の場」の認定制度の運用の推進

- 2018年度：環境教育等促進法基本方針の変更を閣議決定（※「体験の機会の場」を「地域や国を越えた交流拠点」と位置付け、認定促進を図る旨を明記）、環境教育等促進法施行規則等の改正（※「体験の機会の場」の申請要件の緩和、認定基準の明確化、申請書類の簡素化等）、環境省事業「教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修」や環境教育行政研修での活用（現在まで）
- 2019年度：認定制度事例集の作成、認定シンボルマークの作成、Green Blue Education Forum（以下GBEF）コンクールの共催
- 2020年度：体験活動の場を提供している企業等に対する働き掛けの実施（※7か所の新規認定）
- 2021年度：「体験の機会の場」コンセプトムービーの公開、2回目のGBEFコンクールの共催
- 2022年度：「体験の機会の場」プロモーションサイトの公開、3回目のGBEFコンクールの共催

(2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた取組)

「体験の機会の場」の拡充を通じた脱炭素社会の実現に資する環境教育の促進

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、「体験の機会の場」の拡充を図ることにより、体験活動を通じて脱炭素社会の実現に資する環境教育の促進を図る。

(環境面での効果及び評価指標)

「体験の機会の場」の認定数、利用者数

- 「体験の機会の場」の認定状況：27か所
- 「体験の機会の場」の利用者数：16,557人（2021年度）

(コロナ禍・ポストコロナ時代に対する取組)

オンラインでも体験できる多様な手法の推進

- コロナ禍を受け、「体験の機会の場」の利用者が減少していることから、オンラインによる見学や家庭用の工作キットの使用など、ポストコロナ時代にも対応できる効果的な手法について、「体験の機会の場」の事業者間で共有するなどして、推進を図る。

(個表) 5 (3) 環境教育・環境学習等の推進

(計画のポイント)

③多様な環境保全活動・地域づくり等への参加を通じた学びの促進

(取組の進捗状況)

幅広い世代への多様な環境保全活動や持続可能な地域づくりへの参加の機会の提供、活動を通じた学びの促進

- ESD推進のための全国的なネットワークを形成。様々な主体が参画する地域ESD活動推進拠点の形成とともに、地域が必要とする取組支援や情報・経験を共有できる「ESD活動支援センター（全国・地方）」を整備・運用。
- 「我が国における『持続可能な開発のための教育（ESD）』に関する実施計画（第2期ESD国内実施計画）」（令和3年5月 ESD関係省庁連絡会議決定）に基づき、全国で等しくESD実践のための支援を受けられる体制を維持しながら、2021年度からテーマ別の学びあいの仕組みによるESD活動の高度化を図っている。

地域脱炭素に資する教育の促進

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、今後、ESDを通じ脱炭素意識の醸成と行動変容を図るためネットワークを活用し、脱炭素分野に重点をおいた地域における連携した取組を促進していくこととしている。

地域ESD活動推進拠点数等

- 地域ESD活動推進拠点数：160拠点（2022年4月現在）
- 地方ESD活動支援センターが関与する対話の場作り（フォーラム開催、セミナー・ワークショップ等実施支援）数：512件（2021年度）
- ESD活動支援センター（全国・地方）及び地域ESD活動推進拠点が実施するフォーラム、セミナー、研修、プログラム等の参加者数：103,059人（2021年度）

(コロナ禍・ポストコロナ時代に対する取組)

オンラインによる対話や学び合いの場づくりの推進

- コロナ禍では、フォーラム・セミナー・研修等の対話や学び合いの場づくりにおいて、オンラインでの実施、実施方法の工夫等、オンラインを効果的に活用することに努めてきた。ポストコロナ時代においては、引き続きオンラインを活用しながら新たな参加機会を拡大するとともに、各地域における強みを生かした連携促進につながる効果的な実施方法を検討しながら取組を進めていく。

(個表) 5 (3) 環境教育・環境学習等の推進

(計画のポイント)

④ 環境人材を育成する事業者の取組への支援

(取組の進捗状況)

① 人材認定等事業登録制度の運用

- 環境教育等の指導者を育成、認定等する事業を環境教育等促進法に基づき国が登録する「人材認定等事業登録制度」を通じて、企業等における環境人材の育成を推進。

② ローカルSDGsリーダー研修の実施

- 地域循環共生圏の創造に向けて、地域の特色や資源を活かしながら、環境問題を中心とした地域課題の解決と新たな価値の創造に取り組む人材育成のため、ローカルSDGsリーダー研修を実施。
- 研修では、先駆的実践者として活動する企業・団体等が伴走支援し、地域のネットワークを活かしながら、各チームが地域循環共生圏の創造に資するプロジェクトを策定、実施。

(2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた取組)

① 人材認定等事業登録制度の運用

- 登録した人材認定等事業が活用されることにより、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、脱炭素社会の実現に向けた意識の醸成及び行動変容を促進する。

② ローカルSDGsリーダー研修の実施

- 研修を通じてリーダーとなる人材が地域のネットワークを活かしながら育成されることにより、地域のあらゆる場において、地域循環共生圏に資する脱炭素社会実現に向けた価値観の創造や具体的な行動を促進する。

(個表) 5 (3) 環境教育・環境学習等の推進

(環境面での効果及び評価指標)

① 人材認定等事業登録制度の運用

- 人材認定等事業登録数／51事業（2022年4月現在）
- 人材認定等事業による認定者又は育成者数／11,835人（2021年度）

② ローカルSDGsリーダー研修の実施

- ローカルSDGsリーダー研修の参加者：121名（2021年度）

(コロナ禍・ポストコロナ時代に対する取組)

① 人材認定等事業登録制度の運用

- オンラインでも認定等できる人材認定等事業を周知するなどして、ポストコロナ時代に対応した人材認定等事業の普及・推進を図る。

② ローカルSDGsリーダー研修の実施

- コロナ禍を受け、ウェビナーやオンライン報告会等が多数開催された知見等を活かし、ポストコロナ時代にも対応できるネットワーキングの手法の活用を推進する。

(個表) 5 (4) 環境情報の整備・提供

(計画のポイント)

- ① E B P M推進のための環境情報の整備
- ②利用者ニーズに応じた情報の提供の推進

(取組の進捗状況)

統計データの整備

環境問題に対する国民の関心度の向上を目的に、統計データ等の整備及び普及を推進し、国民に利活用可能な統計情報を公開する。各年度、環境省ウェブサイトにおける環境統計集をはじめとした各種統計データ等の公開件数を拡充するとともに、国民が利用しやすいよう掲載データの集約や掲載レイアウトの検討を実施している。

環境省データマネジメントポリシーの策定

行政データ連携の推進、行政保有データの100%オープン化を効率的・効果的に進め、環境情報に関するオープンデータの取組の強化を図るため、デジタル社会の実現に向けた重点計画（2019年12月20日閣議決定、2020年12月25日改定）等に基づき、環境省が保有するデータの全体像を把握し、相互連携・オープン化するデータの優先付けを行った上で、必要な情報システム・体制を確保し、データの標準化や品質向上を組織全体で図るなどのデータマネジメントを推進することを目的とした「環境省データマネジメントポリシー」を、2021年3月に策定しました。

(個表) 5 (4) 環境情報の整備・提供

(経済面・社会面での効果及び評価指標)

統計データの利活用の促進

環境省が実施する一般統計調査等の各種統計情報の収集を行い、地球温暖化や大気汚染等の環境問題に対応するために必要となる、生産・消費活動が環境問題に及ぼす影響や保全活動による改善の効果を数値化して把握し、国民へ公開する。

また、公開した統計データ等の利活用を促進するため、統計データの整備を計画的に実施するとともにデータの「見える化」を行い、掲載先の環境省ウェブサイトへの年間アクセス件数を現在の約56,000件から60,000件以上に増加させ、環境分野のデータ利活用の推進を通じて国民の環境保護意識の醸成を図る。

(ライフスタイルの転換につながる可能性)

統計データを通じた環境保護意識の向上とEBPMの促進

環境統計に基づく客観的なデータを整備、公開することで、国民が環境関連の現状を示すデータにアクセスできるようになる。また、環境省が公開する統計データ等以外にも、地方自治体や大学等研究機関による統計調査に係る調査票情報の二次利用によって得られた研究的成果が一般に公開されており、各種データを通じて国内外の環境の現状を広く国民へ伝播し、環境保護意識の向上を図ることができる。

また、環境統計を根拠とした行政のEBPMの加速化が期待できる。例えば、温室効果ガスの排出量や食品廃棄物の廃棄量の削減のためのインセンティブの実施とその効果測定など、データから見えてくる環境問題とそれに講じた施策による影響を連続的に検証する材料となる。統計データの利活用の推進は、国民が環境に配慮した持続可能なライフスタイルへの転換を促すための契機とすることができる。

重点戦略を支える環境政策6
東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害
発災時の対応

6. 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応

(1) 東日本大震災からの復興・創生①中間貯蔵施設の整備等

(計画のポイント)

①中間貯蔵施設の整備等

(取組の進捗状況)

中間貯蔵施設の整備等

- 放射性物質汚染対処特措法等に基づき、福島県内の除染に伴い発生した放射性物質を含む土壌等及び福島県内に保管されている10万ベクレル/kgを超える指定廃棄物等を最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設を整備することとしています。中間貯蔵施設事業は、「令和4年度の中間貯蔵施設事業の方針」（2022年1月公表）及び『第2期復興・創生期間』以降の復興基本方針に基づき取組を実施しています。帰還困難区域のものを除く除去土壌等については、安全の確保を徹底しつつ、2021年度末までに概ね搬入完了するという目標を達成しました。引き続き特定復興再生拠点区域等において発生した除去土壌等の搬入を進めます。
- 中間貯蔵施設整備に必要な用地は約1,600haを予定しており、2022年9月末までの契約済み面積は約1,278ha（全体の約80%。民有地については、全体約1,270haに対し、約93%に当たる約1,183ha）、1,845人（全体の約78%）の方と契約に至っています。政府は、用地取得については、地権者との信頼関係はもとより、中間貯蔵施設事業への理解が何よりも重要であると考えており、引き続き地権者への丁寧な説明を尽くしながら取り組んでいきます。
- 2016年11月から受入・分別施設や土壌貯蔵施設等の整備を進めています。受入・分別施設では、福島県内各地にある仮置場等から中間貯蔵施設に搬入される除去土壌を受け入れ、容器の破袋、可燃物・不燃物等の分別作業を行います。土壌貯蔵施設では、受入・分別施設で分別された土壌を放射能濃度やそのほかの特性に応じて安全に貯蔵します。2020年3月には、中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で運転を開始しました。
- 中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送（帰還困難区域を含む）については、2022年9月末までに累計で約1,331万m³の輸送を実施しました。
- また、より安全かつ安定した輸送を目的に、大熊インターチェンジ・常磐双葉インターチェンジからの工事用道路や待避所、高速道路の休憩施設、輸送車両待機場所の整備といった道路交通対策に加え、運転者研修等の交通安全対策、輸送出発時間の調整など特定の時期・時間帯への車両の集中防止・平準化を実施しています。
- 2022年1月に、「令和4年度の中間貯蔵施設事業の方針」を示しました。これは、安全を第一に、地域の理解を得ながら事業を実施することを総論として、
 - [1] 特定復興再生拠点区域等において発生した除去土壌等の搬入を進める。
 - [2] 施設整備の進捗状況、除去土壌等の発生状況に応じて、必要な用地取得を行う。
 - [3] 中間貯蔵施設内の各施設を安全に稼働させるとともに、土壌貯蔵が終了した土壌貯蔵施設の維持管理を着実に進行。
 - [4] 再生利用についての技術開発、再生利用先の具体化、減容・再生利用の必要性・安全性等に関する理解醸成活動を全国に向けて推進する。
 - [5] 減容処理・安定化技術のさらなる開発・検証を行うなど、県外最終処分に向けた検討を進める。
 などを定めています。

6. 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応 (1) 東日本大震災からの復興・創生①中間貯蔵施設の整備等

中間貯蔵施設の整備等（続き）

- 福島県内の除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとされており、福島県外における除去土壌等の最終処分に向けては、最終処分量の低減を図ることが重要です。このため、県外最終処分に向けた技術開発等の取組に関する中長期的な方針として、2016年4月に「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」を取りまとめ、2019年3月に見直しを行いました。また、2016年6月には、除去土壌等の再生利用を段階的に進めるための指針として、「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方について」を取りまとめました。
- これらに沿って、福島県南相馬市及び飯舘村において、除去土壌を再生資材化し、試験盛土の造成等を行うといった再生利用の安全性を確認する実証事業を実施してきました。これまでに実証事業で得られた結果からは、空間線量率等の大きな変動が見られず、盛土の浸透水の放射能濃度は検出下限値未満となっています。（なお、南相馬市の実証事業については、2021年9月に盛土を撤去済み）
- 飯舘村長泥地区における実証事業では、野菜、花き類、資源作物等の栽培実験を行っています。2021年度に栽培した野菜の放射性セシウム濃度の測定結果は、いずれも検出下限値未満とされ得る値となっています（厚生労働省の定める食品中の放射性セシウム検査法では、検出下限値は20ベクレル/kg以下とされています。検出されるまで測定した結果、0.1～2.5ベクレル/kgとなっており、一般食品の放射性物質の基準値である100ベクレル/kgよりも十分低い値となっています。）
また、2021年度は農地造成のための盛土工事に着手するとともに、水田に求められる機能を確認するための水田試験を実施しました。
- 減容・再生利用技術の開発に関しては、大熊町の中間貯蔵施設内に整備している技術実証フィールドにおいて、中間貯蔵施設内の除去土壌等も活用した技術実証を行っています。また、双葉町の中間貯蔵施設内において、仮設灰処理施設で生じる飛灰の洗浄技術・安定化技術に関する技術実証を実施するため、必要な準備・検討を行っています。
- また、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向け、再生利用の必要性・安全性等に関する全国での理解醸成活動の取組の一つとして、2021年度から、全国各地で対話フォーラムを5回開催しております。（2022年9月末時点）
- さらに、2021年7月以降、一般の方向けに飯舘村長泥地区の現地見学会を開催しています。このほか、大学生等への環境再生事業に関する講義、現地見学会等を実施するなど、次世代に対する理解醸成活動も実施しました。
- また、中間貯蔵施設に搬入して分別した土壌の表面を土で覆い、観葉植物を植えた鉢植えを、2020年3月より環境省本省内の環境大臣等の部屋に設置しています。鉢植えを設置した前後の大臣室の空間線量率はいずれも0.06マイクロシーベルト/hで変化はなく、設置以来週に1回実施している放射線のモニタリングでも、鉢植えの設置前後の空間線量率に変化は見られていません。2021年7月には、更なる理解醸成を図るため、総理官邸や復興庁等にも鉢植えを設置し、同年12月からは新宿御苑や地方環境事務所等の環境省関連施設にも設置しています。また、2022年3月には、除去土壌を用いたプランターを中央合同庁舎5号館の正面入口に設置しました。今後とも、除去土壌の再生利用の推進等に関する理解醸成の取組を進めていきます。

6. 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応

(1) 東日本大震災からの復興・創生②帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備

(計画のポイント)

②帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備

(取組の進捗状況)

帰還困難区域の特定復興再生拠点区域における環境再生の取組

- 帰還困難区域については、2017年5月に改正された福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）に基づき、各市町村の特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、2022年から2023年の避難指示の解除に向け、特定復興再生拠点区域における家屋等の解体・除染とインフラ整備等とを一体的に進めることとしています。
- 2020年3月14日、不通となっていたJR常磐線浪江－富岡駅間が運転再開し、東日本大震災から9年ぶりに全線で運転再開しました。これに先だって、同月4日に双葉町、5日に大熊町、10日に富岡町のそれぞれの特定復興再生拠点区域内にある駅周辺の一部エリアが先行して避難指示が解除されました。令和4年6月には葛尾村、大熊町、同年8月には双葉町の特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、長期間、帰還が困難であるとされた帰還困難区域において、初めて住民の帰還が可能となりました。
- なお、家屋等の解体により生じた特定廃棄物の処理については、可能な限り減容化した後、双葉地方広域市町村圏組合の管理型処分場を活用して埋立処分を行うこととし、2019年8月に環境省、同組合及び福島県の間で基本協定を締結しました。また、2021年2月には福島県、大熊町、同組合及び環境省の間で安全協定を締結しました。現在、埋立処分に向けて準備を進めています。

6. 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応 (1) 東日本大震災からの復興・創生
 ③リスクコミュニケーション等を通じた放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策

計画の記載

●2014年12月に取りまとめられた「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議中間取りまとめ」を踏まえ、2015年2月に「環境省における当面の施策の方向性」として、①事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進、②福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握、③福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実、④リスクコミュニケーション事業の継続・充実が掲げられている。本方向性にに基づき、被ばく線量の評価、放射線の健康影響調査研究、福島県の県民健康調査の支援及び放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターによる支援等の取組を進める。

施策の進捗状況・評価

i) 平成30年以降の進捗状況

○事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進

放射性核種濃度の時間空間放射能密度分布データベース

(WSPEEDI 2019DB) を構築した。さらに、避難地区7市町村の19歳以下の住民の行動調査票を基にWSPEEDI_2019DBを利用した吸入線量、および測定データのない期間や地域の水道水からの甲状腺の被ばく線量を評価した(図1)。その結果、福島原発事故により環境に拡散した放射性物質の影響で甲状腺癌が増加する可能性はきわめて低いという結論を得た。

○福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握

平成30～令和3年度にかけ、成人や妊産婦、周産期の疾病罹患等、福島原発事故に起因する心理的・社会的影響を含む健康影響を調査した。並行して、調査の質向上および成果の社会実装を見据えた、より適正な評価を実施できるような事業体制に強化した。また、福島県内でリスクコミュニケーション活動を展開する組織同士を連携させ、得られた疾病罹患動向のデータを社会実装するための基盤を構築した。

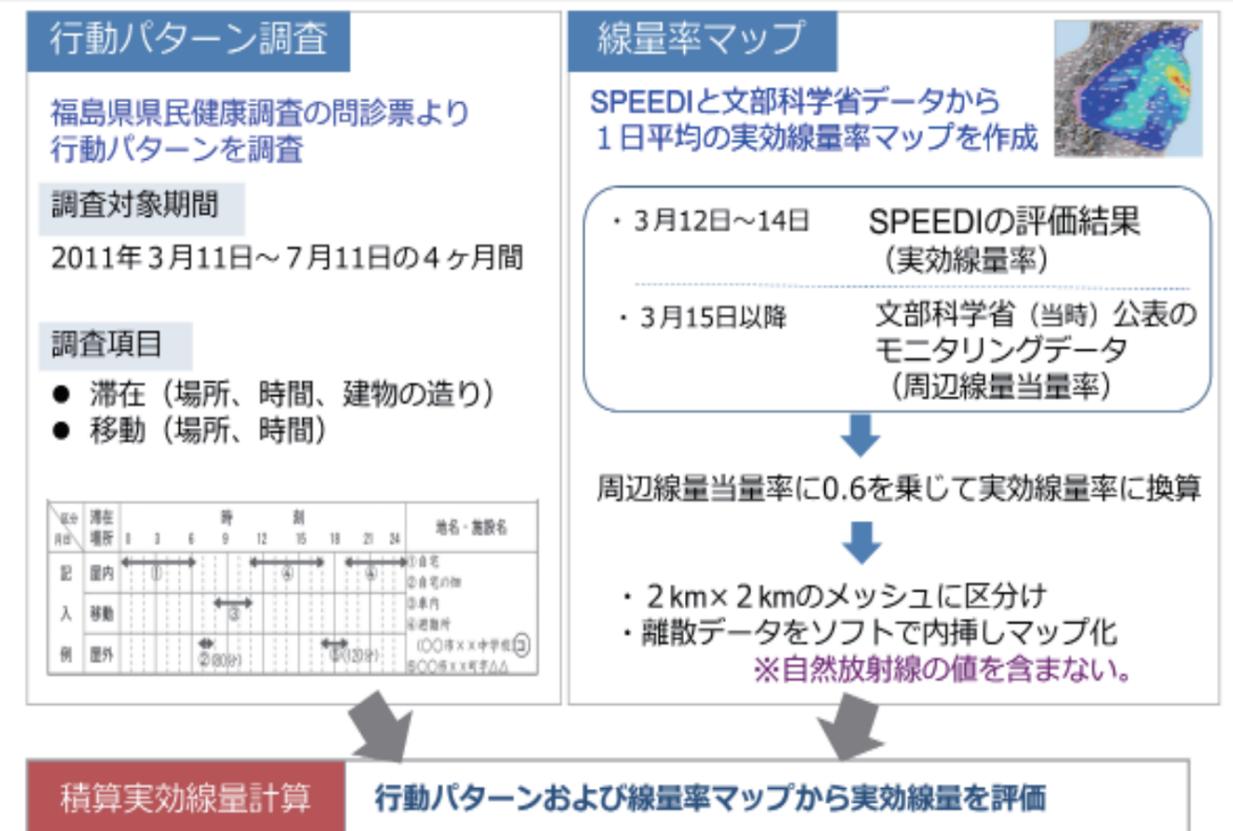


図1 行動調査票を基にした線量評価

6. 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応（1）東日本大震災からの復興・創生

③リスクコミュニケーション等を通じた放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策

施策の進捗状況・評価

i) 平成30年以降の進捗状況

○福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実

福島県が実施する「県民健康調査」に対して、財政的・技術的・人材育成支援を行っている。

甲状腺検査について、以下を実施した。

- ・「甲状腺検査」に係る高度な知識及び手技を持つ検査者を長期にわたり確保するため、福島県内の医師及び技師に対し、講習会及び実技研修等を実施した。
- ・福島県外でも長期にわたり適切な検査を受けられるよう、県外で「甲状腺検査」を実施している医療機関及び実施を検討している医療機関の担当者を対象に、福島の現状と最新の知見の共有及び検査機関同士の意見交換を行う連絡調整会議を実施した。
- ・より精神的な負担が大きいと思われる「甲状腺検査二次検査」の対象者及び保護者に寄り添った検査を進めていくため、福島県内外の「甲状腺検査二次検査」実施機関の看護師等を対象に、受診者への対応方法等に関する「こころのサポート研修会」を実施した。

○リスクコミュニケーション事業の継続・充実

- ・環境省がいわき市に設置した「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」において、福島県内の放射線相談員、自治体職員等への研修や放射線の健康影響に不安を抱える住民に対し、車座集会等を通じてリスクコミュニケーション（以下、リスコミ）を実施した。また、放射線相談員のための支援ツールとして「暮らしの手引き」やHPを作成した。
- ・福島県外においても、研修会、車座集会、セミナー等を実施した。
- ・令和元年度には、これらのリスコミ活動を効果的に実施していくため、住民インタビューを実施し結果分析をした。
- ・放射線被ばくへの不安を抱えた住民に対しては、個人線量計やホールボディ・カウンタを活用して自らの被ばく線量を数値で確認してもらい、専門家から放射線被ばくと健康影響に関する説明を行うことにより、健康不安の解消・軽減を図った。
- ・学び・知をつむぐ、人・町・組織をつなぐ、自分ごととしてつたわる、ことで放射線の健康影響に係る差別・偏見を払拭する取組「ぐるプロジェクト」を2021年7月に開始した。

6. 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応 (1) 東日本大震災からの復興・創生
 ③リスクコミュニケーション等を通じた放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策

施策の進捗状況・評価

ii) 定量的な進捗の評価

○事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進

環境省が委託した研究グループが、住民896人の行動調査票を基に解析した。得られた研究成果を、2020年1月に英語論文にて公表した。この論文は「原子放射線の影響に関する国連科学委員会 (UNSCEAR)」2020年/2021年報告書に引用され、今後も風評払拭等に活用していく。

○福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握

得られた知見を、学会や論文 (表1)、事業の広報冊子 (図1)、シンポジウムを通じて公表した (表1)。しかし、それらのターゲットは学術的な専門家、自治体職員のみであった。拠点でのリスクコミュニケーション活動やぐるプロジェクトと連携するなどし、広く国民に発信していくことが課題である。

○福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実

「県民健康調査」甲状腺検査は、原発事故当時おおむね18歳以下であった全県民約38万人を対象として福島県が実施している。1回目にあたる先行検査を平成23年10月から開始し、令和2年度から5回目の検査を行っている。(表2)

○リスクコミュニケーション事業の継続・充実

- ・平成30年度：研修会、住民セミナー、車座集会合計で165回実施。個人線量計及びホールボディ・カウンタ受検者数2,539名
- ・令和元年度：合計159回実施。1,571名受検
- ・令和2年度：合計93回実施。1,198名受検
- ・令和3年度：合計186回実施。1,447名受検
- ・さらに、令和3年度から全国の大学等でセミナー展開(全国49校1,345名が参加)。学ぶ場だけでなく、発表の場として収録会等を開催(プレゼン部門、台詞作成部門合わせて50名の学生が参加)。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
学会発表数	3	7	10	4
講演発表数	2	0	5	14

表1 福島県内外での疾病動向に関する情報発信



図1 広報雑誌を用いた情報発信

検査実施状況	先行検査 (検査1回目) (H23~25年度)	本格検査 (検査2回目) (H26~27年度)	本格検査 (検査3回目) (H28~29年度)	本格検査 (検査4回目) (H30~R元年度)	本格検査 (検査5回目) (R2~4年度)	本格検査 (25歳の節目の検査) (H29年度~)
検査対象者数	367,637人	381,237人	336,667人	294,228人	252,902人	108,713人
一次検査受診者数	300,472人	270,552人	217,922人	183,407人	74,964人	9,841人
悪性ないし悪性疑い (がん/悪性疑い/良性)	116 (101 / 14 / 1)	71 (56 / 15 / 0)	31 (29 / 2 / 0)	39 (34 / 5 / 0)	11 (6 / 5 / 0)	16 (10 / 6 / 0)

悪性ないし悪性疑い : 284名
手術の結果がん確定 : 236名

※ 参照:第45回「県民健康調査」検討委員会(令和4年9月1日) 参考資料5:甲状腺検査結果の状況

表2 「県民健康調査」甲状腺検査の実施状況

6. 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応（1）東日本大震災からの復興・創生

③リスクコミュニケーション等を通じた放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策

施策の進捗状況・評価

iii) 総括的な進捗の評価

○事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進

- ・過去の報告と比較して、より実態に近い避難行動パターン毎の甲状腺等価線量を評価した。
- ・一方で、本施策で得られた情報が十分に住民に浸透しているとは言えず、今後は情報発信にも重点をおく必要がある。

○福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握

他県と比較した福島県民の経時的な疾病動向や、福島原発事故後の二次的な健康影響の把握に努めているところ。引き続き、縦断的な調査が必要である。一方、成果の社会実装に向けて整備した連携拠点体制を活用するなど、得られた情報の発信機会を増やし、住民の健康管理・健康不安対策に生かすことが課題と考えられる。

○福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実

- ・甲状腺検査で見つかった甲状腺がんについては、「現時点では放射線の影響とは考えにくい」という趣旨の評価がなされているところである。
- ・甲状腺検査は、47都道府県全てで一次検査が受診できる体制となっており、主に利便性の充実に注力してきた。
- ・甲状腺検査では、受けるか受けないかを決める意思決定が重要である。同様に、二次検査以降の対象者に提供される医療、特に、インフォームドコンセントなど意思決定に重要な過程も適切に実施される必要がある。

○リスクコミュニケーション事業の継続・充実

- ・福島県内においては、自治体と連携し、住民とのリスコミの場を作り、継続的に放射線の健康不安に対応してきた。また、個人線量計及びホールボディ・カウンタ受検者の放射線に対する不安は、測定と専門家による結果説明により減少していることが確認できている。
- ・福島県外においては、放射線の健康影響等に関する情報のアップデートを目的としたセミナー等の開催など、風評払拭対策を実施してきた。
- ・「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」において、従前より活動に対して助言を行っている「支援センター運営委員会」に加え、活動に対する評価も体系的に行えるよう「支援センター評価委員会」を令和3年度に設置した。また、令和4年度より同センターの組織体制を強化したことにより、事業をより効果的・効率的に推進していく。
- ・また、個人線量計及びホールボディ・カウンタ受検者については、特定復興再生拠点区域を中心に住民帰還が本格化する地域においては受検希望者の増加が見込まれることから、今後も継続的に実施する必要がある。

6. 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応

(1) 東日本大震災からの復興・創生 ④資源循環を通じた被災地の復興

(計画のポイント)

④資源循環を通じた被災地の復興

(取組の進捗状況)

復興の新たなステージに向けた未来志向の取組

- 環境省では、福島県内のニーズに応え、環境再生の取組のみならず、脱炭素、資源循環、自然共生といった環境の視点から地域の強みを創造・再発見する「福島再生・未来志向プロジェクト」を推進しています。
- 本プロジェクトでは、官民連携によるリサイクル等の環境技術を活かした産業創生、自然公園等の自然資源の活用、脱炭素まちづくりなどを効果的に組み合わせ、福島県や関係自治体と連携しつつ、最先端の取組を進めています。また、放射線健康不安に対するリスクコミュニケーションや広報・情報発信を通じて地元へ寄り添いつつ、事業を進めることとしています。
- 官民連携によるリサイクル産業創生への支援の結果、双葉郡大熊町において、特定復興再生拠点区域の整備等で発生するコンクリート等の不燃性廃棄物を再資源化する施設が、2020年10月に竣工を迎えました。本施設の稼働により、復興の加速化と新たな雇用の創出が期待されます。また、2019年4月に福島県と共同策定した「ふくしまグリーン復興構想」を踏まえ、2020年11月に磐梯朝日国立公園等の魅力向上に向けた推進協議会を設立するなど取組の具体化を図っています。さらに、環境、エネルギー、リサイクル分野での新たな産業の定着を目指した実現可能性調査を2018年度から継続して実施し、2020年度は、水素サプライチェーンの構築や、高効率な次世代農業モデル構築など、8件の調査を採択しました。
- また、2020年8月には、福島県と「福島の復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定」を締結しました。本協定に基づき、広く福島県民や市町村等の積極的な参画を促すため、福島再生・未来志向シンポジウム等の開催や、「いっしょに考える『福島、その先の環境へ。』チャレンジ・アワード」という表彰制度を創設するなどの取組を行っています。
- 2021年2月には、震災10年の節目を迎え、福島県が本格的な復興・再生に向けたステージへ歩みを進めるこの機会に、環境省としてなすべき取組の一つとして「未来志向の新たな環境施策の展開」を打ち出しました。2020年8月に福島県と締結した「福島の復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定」も踏まえ、脱炭素・風評対策・風化対策の三つの視点から施策を進めていくこととしています。
- さらに、環境省は、2021年3月11日に、書籍「福島環境再生100人の記憶」を発行しました。この10年間、様々な立場で環境再生に関わった方や地域の復興に取り組まれてきた方などのお話を収録しています。東日本大震災や福島第一原発事故、環境再生の経験、思い、教訓といった記憶を子ども達や次世代へと継承し、風化の防止につなげていけるよう、福島の「今」を伝えていきます。

6. 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応 (2) 自然災害への対応 ① 災害廃棄物の処理

(計画のポイント)

① 災害廃棄物の処理

(取組の進捗状況)

万全な災害廃棄物処理体制の構築

- 2022年は福島県沖を震源とする地震、8月の豪雨災害、台風14号、15号など、全国各地で災害が発生しました。この災害によって生じた災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のため、被害の程度に応じて、被災自治体に対して、環境省職員、災害廃棄物処理支援制度（人材バンク制度）に登録されている支援員、災害廃棄物処理支援ネットワーク（以下「D.Waste-Net」という。）の専門家等の派遣、被災県内外の自治体や民間団体などからのごみ収集車の派遣、災害廃棄物処理や施設復旧のための財政支援等を実施し、着実に処理が進められました。
- 環境省では、災害廃棄物対策推進検討会を開催し、近年の災害廃棄物処理対策の検証を行い更なる強化を図るとともに、今後の大規模災害に備えた対策強化の検討を進めています。

(地方公共団体レベルでの災害廃棄物対策の加速化)

- 近年の災害対応における経験・教訓により、特に災害時初動対応に係る事前の備えや、大規模災害時においても適正かつ円滑・迅速に処理を行うための体制確保を一層推進する必要性が改めて認識されました。
- 地方公共団体における災害廃棄物処理計画の策定や災害廃棄物対策の実効性の向上等を推進するため、地方公共団体向けのモデル事業を実施しました。

(地域レベルでの災害廃棄物広域連携体制の構築)

- 県域を越え地域ブロック全体で相互に連携して取り組むべき課題の解決を図るため、地方環境事務所が中心となって都道府県、市区町村、関係省庁の地方支分部局、民間事業者、専門家等で構成される地域ブロック協議会を全国8ブロックで開催し、災害廃棄物対策行動計画に基づく地域ブロックごとの広域連携を促進するため、共同訓練等を実施しました。

(全国レベルでの災害廃棄物広域連携体制の構築)

- 全国レベルでの災害廃棄物対応力を向上させるため、D.Waste-Netの体制強化や、南海トラフ地震における災害廃棄物処理シナリオ、地域ブロックをまたぐ連携方策等について検討しました。
- 近年の災害時において防衛省・自衛隊と連携した災害廃棄物の撤去が行われました。これらの知見を踏まえ、環境省では防衛省と連携し、関係者の役割分担や平時の取組等を整理した「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」を2020年8月に策定しました。

6. 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応 (2) 自然災害への対応 ②被災地の環境保全対策等

(計画のポイント)

災害時のアスベストの飛散を防止するため、平常時における石綿使用建築物の把握や周辺住民等への注意喚起、災害時における応急措置や環境モニタリングなどが行われるよう周知徹底を図る。

また、災害廃棄物の害虫・悪臭対策や避難所における仮設トイレ等の臭気対策について情報提供を行うとともに、必要に応じて専門家の派遣を実施し、悪臭原因の把握、制御方法についての助言・指導等を行う。

(取組の進捗状況)

②被災地の環境保全対策等

- アスベストによる健康被害を防止する観点から、総務省の行政評価においても、石綿飛散防止の改善に資する勧告がなされた（平成28年5月）こと等から、平成29年度において、平常時における石綿使用建築物の把握の内容を含む、災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアルを改訂した。また、大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年6月5日公布）において、国や都道府県等が、情報の提供や知識の普及により、建築物等の所有者等による平時からの建築物等への特定建築材料の使用状況の把握を後押しする規定を設けた。
- 災害時における環境モニタリングに関しては、アスベストモニタリングマニュアル改訂に係る検討会にて、本事項を追記することで検討を行っている。
- 被災地方公共団体から要望があれば国が災害時におけるアスベストモニタリングを行っている。
- 災害が発生して災害廃棄物の仮置き場が設置された際には、被災地方公共団体に対し、災害廃棄物に起因する害虫や悪臭による日常生活圏への影響を低減する方法や専門機関（D.Waste-Netの関係団体）の相談窓口等について事務連絡で迅速に周知を行った。また、令和元年8月の大雨被害の際には、専門家を派遣して現地調査及び消臭実験を実施し、町への助言等を行った。

【進捗度合い】

- 課題に対して必要となる対策を迅速に講じるなど、一定の進展があった。

【判断根拠】

- 災害の発生時に害虫・悪臭対策について迅速に周知するとともに、必要に応じて専門家を派遣するなどの対策を講じた。

【施策の分析】

- 課題に対して必要な対策を迅速に講じており、引き続き専門家とも連携しながら対応していく必要がある。

6. 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応 (2) 自然災害への対応 ②被災地の環境保全対策等

(計画のポイント)

(中略) さらに、東日本大震災や熊本地震等の経験を踏まえて策定した人とペットの災害対策に係るガイドラインに基づき、地方公共団体等と連携し、避難所におけるペットの受入れや被災ペットの緊急的な一時預かり体制の整備等について支援を行う。

(取組の進捗状況)

- ◆ 地方自治体のペット同行避難の受入れ体制整備について、大規模災害時に生ずる課題等を検証・整理するとともに、平成29年度～令和元年度にかけてペット同行避難者の受入れ避難訓練を地方ブロック毎にモデルとなる8地方自治体で実施。ペット避難受入れ体制の整備に貢献。

実施ブロック	訓練日	訓練内容
四国ブロック(徳島県)	平成29年11月14日	南海トラフ地震の際の津波を想定
九州ブロック(熊本県)	平成29年11月22日	平成28年に発生した熊本地震を振り返り
中部ブロック(三重県)	平成29年12月22日	東海地震又は南海トラフ地震を想定
北海道ブロック(北海道)	平成30年10月11日	厳冬期に十勝管内を震源とした大地震の発生を想定
関東甲信越・静岡ブロック (静岡県)	平成31年1月18日	静岡県東方沖で発生した相模トラフ地震と津波を想定
東北ブロック(秋田県)	平成31年2月5日	秋田県沖の海域での連動型の巨大地震と津波を想定
中国ブロック(岡山県)	令和元年11月22日	南海トラフ地震を想定
近畿ブロック(奈良県)	令和元年12月24日	奈良市西部を中心とした地震を想定

6. 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応 (2) 自然災害への対応 ②被災地の環境保全対策等

(取組の進捗状況 (続き))

- ◆ 「人とペットの災害対策ガイドライン (平成30年3月)」など、ペットの一時預かり等体制整備支援に資する各ガイドラインを策定
 - ▶ 「災害、あなたとペットは大丈夫? 人とペットの災害対策ガイドライン<一般飼い主編> (平成30年9月)」 > 飼い主向け
 - ▶ 「被災ペット救護施設運営の手引き (平成31年3月)」 > 地方自治体向け
 - ▶ 「人とペットの災害対策ガイドライン ボランティアの活動と規範 (令和2年3月)」 > 支援ボランティア団体向け
 - ▶ 「人とペットの災害対策ガイドライン 災害への備えチェックリスト (令和3年3月)」 > 飼い主向け



ぼうさいこくたい出展の様子

- ◆ 内閣府が主催する「ぼうさいこくたい」に、環境省ブースを平成26年度から出展し、ペット同行避難に関する普及啓発を継続的に実施。
- ◆ 動物収容・譲渡対策施設整備費補助金により、自治体における災害時の受入れ設備 (緊急時用ケージ・シェルター設置場所の確保など) の整備に貢献。
 - ▶ 平成30年度：6件 (約1.4億円)、令和元年度：6件 (約1.3億円)
 - ▶ 令和2年度：7件 (約1.6億円)、令和3年度：7件 (約1.5億円)
 - ※金額は補助金額ベース

